

1 問 特定の民事裁判情報を一件だけ取得したいというニーズや、交通事故に係るものだけ取得したいというニーズなど、より小口の提供を求めるニーズについて、どのように対応するか、法務当局に問う。

- 本制度は、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、デジタル社会における新たなニーズに応えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備・提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものであり、基本的に、その一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用することを想定している。
- 御指摘のようなニーズは、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においても指摘されたところではあるが、
  - ・ 指定法人に対して特定の類型や一件ずつの民事裁判情報の提供を求めることについては、そのための検索機能や決済手段等、所要のシステムの整備に相応の費用を要すること
  - ・ 一件ずつの提供が求められるのは、先例性や社会的関心の高い事案に係るものであると想定されるところ、こうした事案については、既に裁判所ウェブサイトにおいて無償で公開されていること等を踏まえ、まずは、先ほど申し上げた新たなニーズに応えるために本制度を整備することとした。
- 御指摘のニーズへの対応は、民事裁判情報のより幅広い利用に向けて有用なものとなり得るが、指定法人のデータベースの運用状況やデジタル技術の進展状況に応じて、将来的に検討されるべき課題であると考えている。

(参考1) 一件ずつの提供をすることについて

費用や代替手段の問題のほかに、仮に全文検索システムや決済手段を整備したとしても年間約20万件に及ぶ民事裁判情報について、一件ずつ提供を求める者が適切な民事裁判情報を選択することが困難であると考えられるという問題がある。

(参考2) 一件ずつの提供等に関する指摘（民事判決情報データベース化検討会報告書第5・3(4)エ〔33～34ページ〕

基幹データベースを構築し、民事裁判情報を提供することの意義は、前記第2・2のとおり、個別の裁判例の内容分析にとどまらない裁判例全体の傾向分析や民事裁判情報を機械学習の素材として利活用することによる高品質な法的サービスを実現することにある。そのために、先例性や社会的関心があるとは限らないものを含めて基幹データベースに収録し、これらを提供するものとすることからすると、基幹データベースの主たる利用者として想定されるのは、判例データベース会社や出版社等、全ての民事裁判情報を収集して独自の視点で先例性や社会的関心の有無を判断し、一定の価値を付加して二次的な利用者に提供する者や、裁判例全体の傾向分析等を行おうとする研究者等であると考えられる。こうした利用者のニーズに対応するため、情報管理機関は、継続的契約に基づいて全ての民事裁判情報を順次提供する方法や直近数年間に言い渡された全ての判決に係る民事裁判情報を提供する方法等、一定の網羅性が担保される方法による提供を行うことが考えられる。

他方、本検討会においては、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保するのが望ましいとの意見があり、その一方法として、一件ずつの提供を希望する者に対しても提供してはどうかとの意見があった。もともと、このような方法による提供を行う場合、決済システムの整備に相応の費用を要することが指摘されており、その費用を考慮して提供料金を設定しようとするれば必然的に利用料金は高額になることが想定される。また、前記(2)イのような機械判読に適した形式の情報は、必ずしも個別の裁判例の分析検討に適した可読性のあるものとはいえない。さらに、一般の国民は、一次的な利用者から提供される付加価値の高

い情報等によって民事裁判情報にアクセスすることが想定される。これらの事情を考慮すれば、情報管理機関においては、まずもって上記主たる利用者として想定される者のニーズに応じた提供を実施することが考えられる。ただし、本検討会においては、情報管理機関の利用者を通じて、これまで必ずしも先例性や社会的関心があるとはされてこなかったようなものを含めて、より多くの民事裁判情報が提供される状況にある限りは、このような方法による提供を継続すればよいと考えられるものの、一次的な利用者が二次的な利用者に提供する民事裁判情報を選別するなどした結果、基幹データベースを構築する意義が実現されないような事態に至った場合には、別途の検討が必要ではないかとの指摘があった。こうした指摘を踏まえれば、情報管理機関においては、基幹データベースの運用状況を勘案しつつ、必要に応じ、その健全な運用に支障をきたさない範囲において、例えば上記一件ずつの提供を実施するなど、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保することが期待される。

(参考3) 相応の費用を要するとの指摘（日弁連法務研究財団「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」）

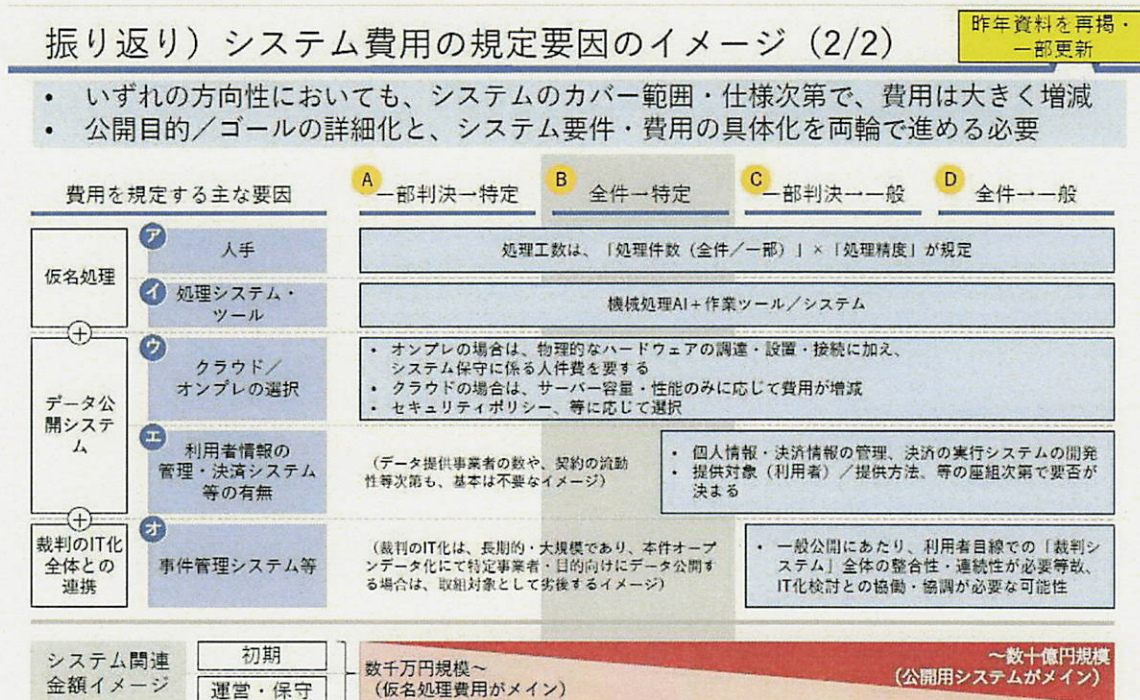
本件スキームを前提としたとしても、情報管理機関と利活用機関の連携の在り方については、様々な方法が考えられるところであるが、大きな方向性としては、①仮名化後の民事判決情報の提供先を限定することなく、広く一般に向けて、情報管理機関のホームページ等で直接公開する方法と、②提供先を一定の基準・要件を満たす特定の利活用機関（例えば、判例雑誌社・判例データベース会社・研究団体・研究機関・教育機関・官公庁などが考えられる。）に限定する方法とが考えられる。

この点につき、LS社（引用注：リーガルスケープ社）見解によれば、公開規模に応じて実務体制及び公開システム等が大規模になるほど、当該体制・システムの構築に要する費用及び詳細検討に要する期間が大きくなるため、仮に①の方法をとった場合には、具体的にはサーバーの管理、公開システムや決済システムの構築・管理について、比較的長期かつ詳細なシステム検討及び一定の費用を要するのではないか、また仮に②の方法をとった場合には、比較的短期かつ小規模な実務体制検討・構築が可能なのではないか。加えて、①の方法を実現するプロセスとして、まず②の方法

をとった上で、事後的に公開システムや決済システムの検討・構築を行う場合であっても、最終的なシステムの検討・開発・運用に係る費用及び追加で生じる検討期間はほぼ変わらないため、最終的に目指す方向性が①、②のいずれの方法であっても、足元で着手する方向性として②の方法を取ること十分検討に値するのではないかとのことであった。LS社見解に加え、前記2(3)のとおり、情報管理機関が営利を目的とせず、仮名化等にかかる費用相当額を基本的には利活用機関から回収するという本件スキームを前提とすると、①の方法をとった場合に利活用機関の経済的負担が重くなってしまうことが懸念されるため、ひとまずは②の方向を志向することが現実的な方策ではないかと考えられる。

#### (参考4) LS社の試算

サーバーの管理、公開システムや決済システムの構築・管理について要する費用につき、数十億円規模になり得る旨の試算が示されている。



2問 媒体の判決書については、本制度の対象外であると認識しているが、これもデータベース化する可能性はないのか、法務当局に問う。

- (委員御指摘のとおり、) 本法律案では、既存の紙媒体の判決書については、デジタル化して指定法人のデータベースに収録することとはしていない。
- より網羅的なデータベースを整備する観点からは、既存の紙媒体の判決書についてもデジタル化した上でデータベース化するのが望ましいとは考えられる。
- しかしながら、現在、判決原本の保存期間が50年とされるなど、対象となる判決書の物量ひいてはデジタル化の作業に伴う負担は膨大なものとなり、また、紙媒体で作成された判決書等の原本とデジタル化した情報の同一性を確認し、情報の正確性を担保する方策を講じる必要があるなど、様々な課題がある。
- そこで、まずは、デジタル化された後の民事・行政事件の訴訟手続で作成される電子判決書等を対象として、基幹データベースの円滑な整備及び安定的な運用を図ることとしており、紙媒体の判決書の収録については、費用対効果も含め、将来的に別途検討すべき課題であると考えている。

(参考) 現状における紙媒体の裁判書の保管について

民事訴訟の事件記録等の保存期間については、事件記録等保存規程(昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号)において規定されている。基本的に、判決原本については50年、

和解調書については30年、事件記録については5年とされているほか（同規程第4条第1項、別表第1及び別表第2）、史料又は参考資料となるものについては、保存期間の満了後も保存しなければならないものとされている（同規程第9条第2項。）。

判決原本は、保存期間中、各裁判所において保管され、保存期間経過後、順次国立公文書館に移管される。

（参照条文）

- 事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号）

（定義）

第2条 この規程で「事件記録」とは、別表第一の上欄に掲げる事件及び再審事件（以下「事件」という。）の記録をいう。

2 この規程で「事件書類」とは、事件に関する書類で最高裁判所が別に定めるところにより記録から分離されたもの及び記録につづり込むことを要しないものをいう。

3・4 （略）

（保存期間）

第4条 記録及び事件書類の保存期間は、別表第一及び第二のとおりとする。

2～6 （略）

（特別保存等）

第9条 記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。

2 記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。

3 （略）別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

	事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
1・2	（略）		

3	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を含む。）	5年	判決の原本 50年 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書 30年 和解に代わる決定の原本（異議申立てにより効力を失ったものを除く。） 30年
4 ~ 27	(略)		

令和7年4月25日(金)  
若山 慎司 議員(自民)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

3問 判決データを学習したAIによって、例えばSNSにおいて名誉毀損に当たるような投稿を自動的にブロックするシステムを構築することなども考えられると思うが、こうした紛争予防への期待について、法務当局に問う。

- 本制度においては、民事・行政事件の判決書等が広く指定法人のデータベースに収録され、指定法人から民事裁判情報の提供を受けた一次利用者が様々な価値を付加して製品やサービスを開発し、それが二次利用者に提供されて活用されることを想定している。
  
- 具体的には、例えば、判例データベース事業者などの一次利用者において、民事裁判情報につき、
  - ・ 裁判例の体系化
  - ・ 解説や英訳の付加を行うことのほか、デジタル技術を活用し
  - ・ 裁判例の横断的分析
  - ・ より精緻な統計的分析
  - ・ (ご指摘のような) 機械学習の素材にしてAIの研究開発を行うこと等も考えられ、これらの研究・開発の結果が、紛争の予防や解決の指針となることが考えられる。
  
- AIの利用を含めた具体的なデータベースの活用方法は、民間の知見に委ねられることとなるが、民事裁判情報の幅広い活用により、より高度な法的サービスの提供が実現することが期待される。

(参考) 一次利用者と二次利用者の例

一次利用者としては、出版社、判例データベース事業者、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定しており、二次利用者としては、

これらの者の製品やサービスを利用する弁護士等の法律実務家、研究者、民間企業、学生等を想定している。

令和7年4月25日(金)  
若山 慎司 議員(自民)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

4問 指定法人のデータベースを用いることで、多方面にわたる様々な企業・団体にとって莫大な経済効果を生み出す可能性があると思うが、民間の商業ベースを含めた利用者の拡大可能性について、法務当局に問う。

- 委員御指摘のとおり、民事裁判情報は民間企業・団体にとっても、その事業を行う指針となり得る情報であり、指定法人のデータベースについては、様々な企業・団体によって活用される可能性があると考えている。
- 本法律案の提出に至る検討の過程においても、例えば、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議においては、民事裁判情報の活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであると指摘されたところ。
- また、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においては、委員から、
  - ・ 企業が訴訟への対応のみならず訴訟前の紛争への対応を検討する際に類似の判決情報を容易に入手できるため、企業活動の利便性向上の観点から大いに価値のあるものと評価しているとの意見や、
  - ・ (民事裁判情報により) 法律において示された規範をより具体化することができ、ビジネスの基盤になるとともに市民生活の安定や発展に関係し、ひいては対外的な日本の信用の向上にもつながるだろうとの意見が示されたところ。
- 法務省としては、(本法律案成立の暁には)指定法人のデータベースが適切に運用され、より多くの主体に利用されるよう、

努めてまいりたい。

(参考1) 民事司法制度改革の推進に関する関係府省庁連絡会議

関係行政機関等の連携・協力の下、民事司法制度改革に向けた喫緊の課題（裁判手続IT化、知財紛争における既存のADR機関や裁判所等の紛争解決能力の強化等）を整理し、その対応を検討するため、内閣官房において開催されていた会議。

令和2年3月の取りまとめ（「民事司法制度改革の推進について」）においては、「民事裁判手続等のIT化を進めることは喫緊の課題である。」（2ページ）、「民事判決情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には当事者による紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。将来的に、AIによる紛争解決手続のサポートの可能性があり、その活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであることも踏まえると、現状、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等の一部の事件に限定して一般に提供されている民事判決情報については、今後、より広く国民に提供されるべきである。そこで、法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法府の判断を尊重した上で、ニーズやあい路等につき必要な検討をする。」（7ページ）とされた。

(参考2) 民事判決情報データベース化検討会における委員の意見（第1回会議〔令和4年10月14日実施〕議事録抜粋）

この度、日本商工会議所の推薦を受け、本検討会に参画させていただくこととなりました（中略）今回は所用で出席が叶わず、書面にて一言御挨拶申し上げます。民事判決情報データベース化の検討につきましては、企業が、訴訟への対応のみならず訴訟前の紛争への対応を検討する際に類似の判決情報を容易に入手できるため、企業活動の利便性向上の観点から、大いに価値あるものと評価しております。

（中略）

委員の意見代読にもありましたように、基本的に法の透明化はビジネスの基盤ともなるものですから、その意味で非常に緊急性の高い課題だろうと思うのですけども、ビジネスのみならず市民生活の安定や発展に関係しますし、ADRやODRの基盤ともなり得るのは言うまでもない、そのことがひ

いては対外的な日本の信用の向上にも繋がるだろうということです。それから、研究者の立場からすると、法の反省的な検討といいますか、そういったことはデータがなければ始まらないわけでありますから。かつて破産や倒産制度は東西で大きく違うのだといったことをシリーズ化した本が売れましたけども、そのような地域格差が改めて浮き彫りになる可能性も秘めていまして、データを集約し利用できるようにすることは非常に緊急性が高いと思っていますところであります。

5問 情報漏えい等を防止するために必要な安全管理措置について、本法案ではどのような規律を設けることとしているか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程に定めなければならないものとし、法務大臣による認可の対象とすることで、適切な管理が行われることを担保している。
- 安全管理の具体的な内容については、指定法人の業務規程において定められることになるが、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）においては、
  - ・ 業務マニュアルの整備等の組織的安全管理措置
  - ・ 従業者に対する教育等の人的安全管理措置
  - ・ 端末の盗難防止等の物理的安全管理措置
  - ・ 情報セキュリティ対策等の技術的安全管理措置等を講じる必要があると指摘されている。
- 法務省としては、こうした指摘を踏まえつつ、十分な安全管理措置が講じられるよう、業務規程の認可を適切に行ってまいりたい。

(参考1) 保有民事裁判情報等の管理 (本法案第6条第1項第3号)

指定法人が仮名加工民事裁判情報等の提供を適切に行うためには、当該情報を提供に適した状態に保つとともに、訴訟関係者の権利利益に配慮して本制度に対する国民の信頼を確保することが必要である。そのために指定法人が行うべき情報の管理としては、仮名加工民事裁判情報について電子判決書等の内容と齟齬がないように正確性を保つこと、訴訟関係者等の苦情の申出に応じて適切な処理を行って提供に適した状態に保つこと、保有民事裁判情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の安全措置を講ずることが必要になる。

(参考2) 安全管理に関する事項 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・4(3)イ [36ページ]))

本検討会においては…民事裁判情報が「個人データ」に該当するか否かにかかわらず、情報管理機関には、国民の信頼に足りるだけの安全管理措置を講ずることが求められるとの意見があり、このような観点からは、民事裁判情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の民事裁判情報の安全管理のために必要な安全管理措置として、①業務マニュアルの整備等の組織的安全管理措置、②従業者に対する教育等の人的安全管理措置、③端末の盗難防止等の物理的安全管理措置及び④情報セキュリティ対策等の技術的安全管理措置を講じる必要があるほか、民事裁判情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合は、監督官庁に報告する必要があると考えられる。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程 (以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。) を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

令和7年4月25日(金)  
若山 慎司 議員(自民)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

6問 判決書には、企業の営業秘密に関する事項が記載されることもあるのではないかと思うが、本法案において、営業秘密の保護について、どのような規律を設けることとしているか、法務当局に問う。

- (御指摘のとおり、) 企業の営業秘密を保護するため、適切な配慮をする必要があることから、本制度では、指定法人は、電子判決書等のうち企業の営業秘密が記録されていることにより閲覧等制限決定の対象となった情報については取得しないこととしている。
- また、本法律案においては、指定法人が保有する民事裁判情報等について、目的外使用を禁止し、安全管理措置を講じさせ、仮名処理及び当事者の申出による追加的な仮名処理等の仕組みを設けた上、法務大臣が業務遂行を監督することとしている。
- 以上のとおり、企業の営業秘密が問題になるような事案についても、各種の措置により訴訟関係者の権利利益に配慮しつつ、支障のない情報の範囲で指定法人のデータベースに収録することになる。

(参考) 閲覧等制限決定の対象となった情報 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・1(2)ウ [14-15頁]))

ウ もとより、情報管理機関においては、訴訟関係者の権利利益に配慮するため、後記2(1)のとおり仮名処理を実施するとともに、後記4(1)のとおり適切な安全管理措置を講ずる必要がある。これに加えて、訴訟関係者のプライバシー等に対して格別の配慮を要する事案については、民事訴訟法上、住所、氏名等の秘匿制度や閲覧等制限の制度等が設けられており、こうした制度の適切な運用の下で、それを活用した仕組みを構築するのが適切である。具体的には、当該制度によって保護される情報について情報管理機関が取得しない仕組みを設けることが考えられる。住所、氏名等の秘匿決定が行われた場合、秘匿すべき事項は電子裁判書に記録されないことから (改正民事訴訟法第133条第5項参照)、情報管理機関が当該事項に係る情報を取得することは想定されず、特段の仕組みを設ける必要はないと考えられるものの、電子判決書に対する閲覧等制限決定が行われた事案については、当該決定の対象部分に該当する情報について情報管理機関が取得しない仕組みを構築する必要がある。さらに、こうした事案については、後記5(1)イのとおり、訴訟関係者等の申出に応じ、事後的な措置を構ずる必要がある。

(参照条文)

## ○民事訴訟法

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製 (以下「秘密記載部分の閲覧等」という。) の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 (略)

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密 (不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。) が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3～8 (略)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び第七条第二項の規定による民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

令和7年4月25日(金)  
篠田 奈保子 議員(立憲)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

1問 統計資料によると、令和5年の民事判決だけで総数が約25万件と多数に及ぶが、このような大量の判決の仮名処理を実施するについて、どの程度の規模の人員を必要とすると想定しているのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、仮名処理やデータベースの整備・運用について、民間に蓄積された知見や技術を生かして、適正かつ確実に業務が行われるよう、一定の要件を備える民間団体に当該業務を行わせることとしており、業務効率化を図るためのAI技術を積極的に活用するなどして、適正かつ確実に仮名処理を始めとする業務を遂行することが期待される。
- 仮名処理に必要な人員体制については、指定法人において業務の効率化を図るためにどのようなシステムを用いるかなどといった事情によることになるので、現時点で確定的なお答えをするのは困難である。
- なお、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）において紹介された実証実験の結果では、AIを利用して仮名処理を行い、出力された結果を人手で二重に確認する方法を前提として、1件当たりの作業時間は平均十数分であり、年間約20万件の判決の仮名処理を16人程度の体制で確認・処理できるとされている。

(参考1) 判決で終局している事件数の推移

○ 既済事件のうち終局事由を判決とするもの(件数)

判決種別			令和3年	令和4年	令和5年
簡易裁判所	民事通常訴訟	第一審	147,224	149,229	167,604
	少額訴訟	第一審	2,398	2,481	2,668
地方裁判所	民事通常訴訟	第一審	59,988	60,308	67,986
	民事通常訴訟	控訴審	2,019	2,076	1,857
	行政訴訟	第一審	1,514	1,476	1,512
高等裁判所	民事通常訴訟	控訴審	7,286	8,458	8,542
	民事通常訴訟	上告審	371	409	422
	行政訴訟	第一審	184	191	164
	行政訴訟	控訴審	638	701	771
最高裁判所	民事通常訴訟	上告審	29	27	19
	行政訴訟	上告審	17	26	50
合計(件数)			221,668	225,382	251,595

出典：令和3～5年司法統計年報

(参考2) 日弁連法務研究財団の実証実験(体制関係)結果(民事判決情報データベース化検討会第5回会議(令和5年2月22日実施)議事録)

この実験では、自動仮名化処理システムというものによって施された仮名処理を、人手で修正するのにかかる時間というものを検証しております。この実験では、第一法規株式会社様による仮名処理基準に基づいて仮名処理作業を行っているところです。この実証実験の作業では、2人の担当者の方に修正作業とダブルチェック作業というものを行ってもらうことにしました。1人の担当者の修正作業というのは、仮名処理システムによって仮名処理が施された判決文が画面に表示されまして、その表示されたものに対して適宜修正を加えて仮名処理を完璧にするという作業になっています。その後、別の担当者がダブルチェック作業を行うということになっています。ここでは、最初の担当者が実施した修正作業によって完璧に仮名処理がされた判決文が画面に表示されるので、それに対して適宜

修正を加えて仮名処理を行い、完全なものにするということになっています。このように、ここで書かれている二つのシナリオでどのくらい時間がかかるかというものを調べております。一つ目の全文シナリオは、図の中の「1 全文確認修正」とされているものですが、これは仮名漏れも仮名し過ぎも排除するというをゴールとしています。この判決文の全文を上から下まで確認して、完璧な仮名処理を実施するというものを考えています。二つ目はその下の方にある「2 機械出力のみ修正」になります。この機械出力のみの修正は、システムをもう少し信頼して、仮名漏れはないか、あっても極めて少ないということを想定しまして、仮名し過ぎを排除するというをゴールとしています。判決文の中でシステムが仮名すべきと判断した箇所を一つ一つ全て確認して、高速な仮名処理を実施するという、このシナリオでは全文シナリオで実施した作業の一部を省略した形になっております。

次の 12 ページ目は、実証実験の結果と概要になります。文字数を考慮して修正した結果になりますが、かかった時間について見ますと、シナリオ 1 の全文確認修正では約 13 分かかっておりました。シナリオ 2 の機械出力のみの修正では約 4 分という結果になっております。ヒアリングの結果、現状では平均的に 1 件 30 から 60 分程度かかっているというところが、大きく効率化されていたということが分かりました。

最後の 13 ページ目です。ダブルチェックを前提として 1 件当たりの作業時間は十数分ということになりますので、欠席判決を含む約 20 万件を、毎日更新をする場合の人手での修正には、16 人程度の体制が必要となるのではないかと考えられます。年間のコストは約 4,400 万円かかるのではないかと見積もられております。資料の最後の方には実証実験に参加した方の参考の御意見が記載されています。簡単ですがけれども私の発表は以上となります。ありがとうございました。

2問 指定法人は、法務省の承認を受けて、業務の一部を他の者に委託でき、また、委託を受けた者は、指定法人の同意を得て、業務の一部をさらに再委託できることとなっているところ、委託、再委託されることにより、情報漏洩のリスクが高まるのではないかと懸念されるが、リスクを手当する方策として、どのようなものが予定されているのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程の記載事項とし、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、指定法人は、委託先及び再委託先における取扱いを含めて、その安全管理を確保すべき義務を負う。
- したがって、指定法人が民事裁判情報管理提供業務の一部を委託し又は再委託に同意するに当たっては、指定法人において、委託先との契約及び再委託に係る同意を通じ、それらの委託先等を適切に監督することにより、情報セキュリティを確保することが求められる。
- 加えて、本法律案では、業務の一部の委託又は再委託に当たり、指定法人が法務大臣の承認を受けなければならないこととしている。
- 法務省としては、業務委託が行われることによって、民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を適格性のある法人が行うこととする本法律案の趣旨を損なうことのないよう、情報セキュリティの適切な確保の観点も含め、承認の可否について適切に判断してまいりたい。

(参考)

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定（第12条）の趣旨は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先（再委託先を含む。）にも準用することとしている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて

行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

3問 民事裁判情報の中には、いじめや学校などでの事故、虐待事件や性被害に対する損害賠償請求事件など、未成年の子どもや家庭に関する高度にプライバシーに及ぶ情報が含まれるところ、仮名処理したとしても、報道やSNSなどの情報を合わせるにより、当事者が特定されるリスクは消えないと思うが、これに対してどのような対応がなされるのか、法務当局に問う。

- (ご指摘のとおり、) 民事裁判情報には、訴訟関係者の権利利益に特に配慮する必要がある事案も含まれ得る。
- そのため、本制度においては、
  - ・ 法務省令及び業務規程の定めるところに従い、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報等に仮名処理を行うことに加えて、
  - ・ そもそも、指定法人は、民事訴訟法上の秘匿決定や閲覧等制限決定の対象となった情報については取得しない
  - ・ 個別の事情を踏まえた申出を受けて必要に応じた追加的な仮名処理を行うことにより、事案の性質に応じた訴訟関係者の権利利益に対する配慮を行うこととしている。
- この申出の処理に関する事項は、指定法人の業務規程の必要的記載事項とされた上で、法務大臣が認可することとなるが、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)では、
  - ・ 民事裁判情報が利用者に提供される前の段階においても、訴訟関係者等による追加的な仮名処理を求める申出を受け付けることが考えられる

- ・ そのために指定法人が行う第一次的な仮名処理の基準を公開することが考えられるなどと指摘されている。

○ 法務省としては、有識者検討会における議論も参考にしながら、訴訟関係者の権利利益に対する適切な配慮が行われるよう、業務規程の認可等を通じて、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 閲覧等制限の制度

訴訟記録中に当事者の私生活上の重大な秘密、当事者が保有する営業秘密等が記載又は記録されている場合に、当該部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を、訴訟の当事者だけに限ることができる制度(民事訴訟法92条1項)。

(参考2) 住所、氏名等の秘匿の制度

訴えを提起した者や提起された者がDVや犯罪の被害者であるケース等で、その者やその法定代理人の住所、氏名等が相手方に知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときは、裁判所の決定により、住所、氏名等を相手方にも秘匿することができる制度。

(参考3) 苦情の申出の時点に関する有識者検討会における議論(民事判決情報データベース化検討会報告書第5・5(2)ウ及び(3)ウ〔43・44ページ〕)

(2) 仮名処理に関する事後的な措置について

ウ 個別の事情に応じて第一次的な処理の基準を超える仮名処理を求める申出は、情報管理機関が仮名処理済みの民事裁判情報を利用者に提供した後に、一次的な利用者から提供を受けるなどして前記2(1)の基準に沿った仮名処理以上の処理が必要であると考えた者によって行われることが多いと考えられる。もっとも、情報管理機関が利用者に提供する前であっても、申出をする者が電子裁判書の内容及び前記2(1)の基準による仮名処理の対象となる情報を知っていれば、更に仮名処理を求める情報を特定して当該情報について追加的な処理を求めるなどといった方法に

より申出を行うことが可能である。そして、訴訟関係者の権利利益に配慮する観点からは、情報管理機関が利用者への提供を行う前に申出が行われた場合には、これを拒絶する積極的な理由はないと考えられる。このような場合には、情報管理機関において必要な措置を行った上で民事裁判情報を利用者に提供することが考えられる。

(3) 事後的な措置を行うために必要となる体制の整備等について

ウ また、本検討会においては、情報管理機関は、第一次的な処理の基準をあらかじめ公表するとともに、事後的な措置について、情報管理機関のウェブサイト上で申出ができるようにした上で、対応状況に関するデータを収集・蓄積することとすれば、運用の在り方の検討や監督に資するのではないかとの意見があった。

更問 いじめを受けた子どもの学校名は、一次的な仮名処理の対象となるのか、それとも申出による追加的な仮名処理の対象となるのか。

- 訴訟関係者等の申出によることなく行う一次的な仮名処理の基準については、本法律案第13条第1項に基づいて定められる法務省令のほか、指定法人の業務規程に定められることとなる。
- 具体的な基準の在り方については、(本法律案が成立すれば)今後検討することとなるが、その際には、現在行われている仮名処理の在り方も参考としつつ、御指摘のような方の権利利益と明確かつ一義的な仮名処理基準を定めるべきこととの双方に配慮しながら、適切に対応してまいりたい。

(参考) 適切な対応として考えられること

いじめやDV、性犯罪などの被害者による損害賠償請求事案等の一層の配慮を要する事案においては、法人の名称、店舗の名称、病院の名称、駅の名称、地名等の固有名詞についても一次的な仮名処理の対象とすること

などが考えられる。

4問 女性のDV被害や性犯罪被害、ストーカー等の被害者に係る損害賠償請求などの訴訟についても、判示される内容は高度にプライバシーに及ぶ情報が含まれる。仮名処理がなされるところとしても、被害者としては、自らの判決が民事裁判情報として、指定法人に管理・利用されるということにすら、嫌悪感を感じる方も一定数いるのではないかと、それにより訴訟提起や判決を躊躇することになるのではないかと懸念もあるが、それに対する手当はあるのか、法務当局に問う。

- 御懸念の点については、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）においても議論されたところ、
  - ・ 御指摘のような事案に係る民事裁判情報についても、同種事案において参考にするべき規範が示されたり、規範への当てはめに際して考慮された重要な事実関係が明らかにされたりするものが少なからずあること
  - ・ これらを活用することで、むしろ同種事案の解決に役立ち、適切な権利の実現に資することになることから、指定法人は、これらの事案を含め、あらゆる事案の民事裁判情報を取得し、データベースに収録する必要があるとされた。
- 本法律案では、指定法人による民事裁判情報の取得・管理・提供の各場面において訴訟関係者の権利利益に対する配慮をしており、具体的には、
  - ・ 指定法人は、民事訴訟法上の秘匿決定や閲覧等制限決定の対象になった情報を取得しない、
  - ・ 保有する民事裁判情報等については、目的外使用を禁止するとともに、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置を講じる、
  - ・ 利用者への提供に当たっては、氏名、生年月日その他の特

定の個人を識別することができることとなる情報等に仮名処理を行う、

- ・ 個別の事情を踏まえた申出を受けて必要に応じた追加的な仮名処理を行うこととしている。

- また、このような取扱いが適切に行われるよう、法務大臣は、
  - ・ 業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する法人を、全国に一つに限って指定し、
  - ・ 業務規程の認可や業務委託の承認等を通じて業務に関する監督を行い、
  - ・ 必要に応じて報告徴求や立入検査を行い、監督命令や指定の取消し等の行政処分を行うこととしている。

- さらに、本法律案では、指定法人の役員、職員等が保有民事裁判情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときには罰則を科すこととしている。

- 法務省としては、（本法律案が成立した暁には、）こうした制度の内容を適切に周知するなどして、訴訟手続を利用しようとする方々が躊躇を覚えることのないよう、努めてまいりたい。

（参考1）収録の必要性に関する指摘（民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋（第5・1(2)〔14～15ページ〕）

(2) 訴訟関係者の権利利益に格別の配慮を要すると思われる事案について

ア 前記第2の意義を実現するためには、情報管理機関が網羅的に民事裁判情報を取得する必要がある。もともと、民事裁判情報には、犯罪、DV、ストーカー被害に係る損害賠償請求事案のほか、訴訟手続上、秘密保護のための閲覧等の制限の制度や当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度が利用された事案、対審の公開が停止された事案等、当事者を含む訴訟関係者のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考えられる事案も含まれる。こうした事案類型に係る民事裁判情報については、

訴訟関係者の権利利益に特に配慮する観点から、情報管理機関が裁判所から取得せず、基幹データベースに収録しないという考え方もあり得るように思われる。

イ しかしながら、こうした事案類型についても、同種事案において参考とすべき規範が示されたり、規範への当てはめに際して考慮された重要な事実関係が明らかにされたりする可能性があることからすれば、利活用の必要性は否定できず、むしろ参考とされることで同種事案における適切な権利の実現に資することとなると考えられる。そうすると、こうした事案類型についても、これに該当することのみをもって利活用の途を閉ざすことは相当ではなく、訴訟関係者の権利利益に配慮するための方策を講じた上で基幹データベースに収録するのが望ましいと考えられる。

#### (参考2) 閲覧等制限の制度

訴訟記録中に当事者の私生活上の重大な秘密、当事者が保有する営業秘密等が記載又は記録されている場合に、当該部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を、訴訟の当事者だけに限ることができる制度(民事訴訟法92条1項)。

#### (参考3) 住所、氏名等の秘匿の制度

訴えを提起した者や提起された者がDVや犯罪の被害者であるケース等で、その者やその法定代理人の住所、氏名等が相手方に知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときは、裁判所の決定により、住所、氏名等を相手方にも秘匿することができる制度。

#### (参照条文)

##### ○ 民事訴訟法(平成八年法律第九号)

##### (秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をするこ

とができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2～8 （略）

（申立人の住所、氏名等の秘匿）

第百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所（以下この項及び次項において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても、同様とする。

2～4 （略）

5 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

○ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、

公然と知られていないものをいう。

7～11 (略)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(情報提供の求め等)

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録（民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

(罰則)

第二十条 次に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有民事裁判情報（第二条第一項第三号に規定する措置によって削除し、又は他の情報に置き換

えることが予定されている情報に限る。)、削除情報又は第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて削除情報を復元することができるものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者

二 第十四条第一項若しくは第二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者

令和7年4月25日(金)  
篠田 奈保子 議員(立憲)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

5問 原告又は被告であった当事者が、民事裁判情報に収録された判決を、自らに関する判決であると明示してネット上に掲載することが想定されるが、そのような仮名処理を無にする行為があった場合、どのような対処がなされるのか、法務当局に問う。

- 現行制度の下でも、民事訴訟の当事者であった者は、裁判所から判決書の送達を受け、仮名処理の行われていない情報を保有することとなるから、御指摘のような行為は、本制度の有無にかかわらず行われ得るものと承知。
- しかし、こうした行為によって他人の権利利益を侵害したような場合には、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、名誉毀損については、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分が命ぜられることもあるものと承知。
- 本制度の下でも、御指摘のような行為に対しては、事案に応じ、こうした民事一般法に基づく権利救済が図られることとなる。
- 他方、これら(のほか名誉毀損罪等の刑事罰)に加えて利用者の行為を規制する新たな規律を設けることは、民事裁判情報の自由な利活用を過度に阻害することになりかねず、相当でないと考えている。

(参照条文)

- 民法(明治二十九年法律第八十九号)

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(名誉毀損における原状回復)

第七百二十三条 他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

6問 集約された民事裁判情報は、今後、年限を決めずに未来永劫保管され、提供され続けるのか、法務当局に問う。

- 本制度では、広く利用者の用に供し得るものとして、指定法人において最高裁判所から民事裁判情報の提供を受け、基幹となるデータベースを整備することを予定している。
- こうした制度の趣旨に照らせば、仮名処理後の民事裁判情報は、基幹データベースを構成するものとして、できる限り長期間保管され、利用者の用に供されるのが望ましいと考えられるが、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においては、保管に要する費用等の観点から一定の限度があるのもやむを得ないとの指摘もあった。
- 具体的な保管期間は、本制度の趣旨と所要の費用を踏まえた提供料金とのバランスを考慮しつつ、まずは指定法人において検討されるべきものであるから、一概にお答えすることは困難であるが、法務省としては、基幹データベースが安定的に広く利用者の用に供されるよう、状況に応じて必要な対応をしてまいりたい。

(参考1) 仮名処理前の民事裁判情報について

仮名処理前の民事裁判情報については、有識者会議において、「情報管理機関は、仮名処理前の民事裁判情報について、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく削除すべきである。」旨指摘されている。仮名処理前の民事裁判情報は、訴訟関係者の氏名や住所等を含むものであり、その保管期間は、仮名処理の訂正等のために引き続き利用する必要性や必要な安全管理措置を講じつつ保管するコスト等を考慮して、指定法人において検討されることとなる。

(参考2) 仮名処理前後の民事裁判情報の取扱いについて (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・5(7)ア～ウ [39～40ページ])

(7) 仮名処理前後の民事裁判情報の消去について

ア 仮名処理前の民事裁判情報には個人の氏名や住所等が記録されており、訴訟関係者の権利利益に配慮して漏えい等を防止するという観点からは、できる限り速やかに、かつ、確実に消去されるのが望ましい。

もっとも、本検討会においては、民事裁判情報の公共財としての側面に着目し、仮名処理前の民事裁判情報についても、どこかの機関において適切に管理・保存されるべきであるという意見があった。しかしながら、このような観点からは、裁判書自体が裁判所において民事裁判記録の一部として保管され、保存期間経過後は順次国立公文書館に移管されることから、仮名処理前の民事裁判情報について、情報管理機関やその他の機関において重複して保管する必要はないと考えられる。

そこで、情報管理機関は、仮名処理前の民事裁判情報について、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく削除すべきである。

イ 仮名処理前の民事裁判情報の具体的な保管期間については、利用の必要性等を勘案して定められるべきものであるが、本検討会においては、情報管理機関から提供された情報を利用者が入手して仮名処理の誤り等に気付いて是正の申出をするのに通常要すると想定される期間を踏まえて利用者への提供から1年程度とする意見があったほか、いわゆる改め文方式で作成された控訴審判決について、仮に情報管理機関が原審判決に溶け込ませるよう加工して提供を実施することになった場合には、こうした加工に要する期間を勘案する必要があり、1年程度の保管期間では足りないのではないかとの意見があった。

ウ これに対して、仮名処理後の民事裁判情報については、利用者の様々なニーズを想定し、網羅的に民事裁判情報を収集し、偏りのないデータを集積するという基幹データベースの役割に照らして、数年の単位にとどまらず、できるだけ長く保管するのが望ましいと考えられ、原則として消去せずに保管をすべきである。もっとも、適切な形で保管するには相応の費用等を要することから、健全な運営を図る観点か

ら一定の限度があることはやむを得ないと考えられる。 将来消去の要否を検討するに当たっては、技術の進歩等により、より低廉な価格で多くの民事裁判情報を保管することが可能になることも十分に想定されることから、その時々<sup>1</sup>の技術水準を踏まえ、基幹データベースの役割が十分に発揮されるような保管期間を検討することが望まれる。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

篠田 奈保子 議員(立憲)

7問 電子データで利用できることになれば、民事裁判情報がより人の目に触れることとなるから、仮名処理されるところとしても、関係者のプライバシーの保護のための対応ができるように、民事訴訟の関係者に対して、訴訟記録の閲覧制限の制度や住所・氏名等の秘匿制度、指定法人が行った仮名処理に対する苦情申立て制度について、適切な周知を行うべきではないか、具体的な周知方法を含め、法務大臣に問う。

- (繰り返しになるが) 本制度では、訴訟関係者のプライバシー等の権利利益に配慮するため、
- ・ 指定法人は、民事訴訟法上の秘匿決定や閲覧<sup>とう</sup>等制限決定の対象となった情報については取得しない
  - ・ 利用者への提供に当たっては、法務省令及び業務規程の定めるところに従い、特定の個人を識別することができる情報等に<sup>かめい</sup>仮名処理を行う
  - ・ 申出を受けて必要に応じた追加的な仮名処理を行う
- 等の仕組みを設けることとしている。



- このような訴訟関係者等の権利利益を保護するための仕組みが適切に機能するためには、（御指摘のとおり、）訴訟関係者等に対する制度の適切な周知が重要。
- 特に、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）においては、追加的な仮名処理の申出の参考となるよう、第一次的な仮名処理の基準をあらかじめ公表するなどの必要性も指摘されている。
- 法務省としては、訴訟関係者ができる限り負担なく、適切な申出等を行うことができるよう、指定法人や日本弁護士連合会等の関係機関とも連携しながら、本制度の適切な周知・広報に取り組んでまいりたい。

（参考1）追加的な仮名処理の申出

申出は、仮名処理を希望する情報を特定して行うことを想定しており、指定法人が利用者に提供する前においても認める予定。

（参考2）民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋（第5・5(3)〔44ページ〕）

- (3) 事後的な措置を行うために必要となる体制の整備等について
  - ア・イ （略）

ウ また、本検討会においては、情報管理機関は、第一次的な処理の基準をあらかじめ公表するとともに、事後的な措置について、情報管理機関のウェブサイト上で申出ができるようにした上で、対応状況に関するデータを収集・蓄積することとすれば、運用の在り方の検討や監督に資するのではないかとの意見があった。

【責任者：司法法制部司法法制課 早瀬課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

篠田 奈保子 議員(立憲)

8問 民事裁判情報の提供料金は、どの程度の額を想定しているのか、また、現在の民間の事業者による提供料金を目安として提供料金を設定いただけないか、法務大臣に問う。

- 本制度においては、
  - ・ 民間の判例データベース事業者等の一次利用者が指定法人から提供を受けた民事裁判情報に判例解説や高度な検索機能等を付加した利便性の高いデータベースを整備・提供し、
  - ・ 国民等の幅広い利用者は一次利用者の提供する製品・サービスを二次的に利用することを想定している。
  
- こうした一次利用者が二次利用者に民事裁判情報を提供する料金については、民間事業者の事業活動であり、自由競争に委ねられるべきものであるから、法務省において直接その設定に関与することは適切ではないと考えている。
  
- 他方、(一次利用者からの提供料金は、指定法人から



一次利用者に対する提供料金の影響も受けると考えられるところ、) 本法律案においては、指定法人が一次利用者に民事裁判情報を提供するための料金に関する事項を業務規程の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することにより、不当に高額な料金設定とならないことを担保している。

- 法務省としては、業務規程の認可を通じて指定法人の提供料金が不当に高額なものとならないよう留意しつつ、二次利用の状況についても、情報収集に努め、必要に応じて適切な対応を検討してまいりたい。

(参考) 二次利用の状況を踏まえて行う対応の例

例えば、一次的な利用者の提供料金が高騰しているようであれば、指定法人を通じてその原因を分析し、指定法人の提供料金に原因があるのであれば、提供料金をより低廉なものとするための検討(より効率的な仮名処理を行うための人的・物的体制の見直しなど)を行うことが考えられる。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第

四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

1 問 本法案が今国会で成立した場合、指定法人の公募や業務開始はいつ頃になるのか。令和4年に改正された民事訴訟法が令和8年5月までに施行されることによって、民事・行政事件訴訟手続の判決書等が電磁的記録として作成されるようになることとの時期的関係はどうか、法務当局に問う。

- 本法律案のうち、指定法人の指定に関する諸規定等は公布後9月以内に(令和7年度内を目途として)先行して施行し、指定法人の業務に係るその余の規定は公布後2年以内に施行することとしている。
- 公布後9月以内に先行して施行する諸規定に基づき、法務大臣において本制度に係る基本的な方針を定めた上、指定法人の公募・指定を行うことになる。
- 指定法人が仮名処理等の業務を行うには、令和8年5月までに全面的に施行される民事訴訟手続のデジタル化を踏まえた上で、所要のシステムを整備する必要があることから、本法律案においては、指定法人が所要の準備に要する期間を確保するため、その全面施行を公布後2年を超えない範囲内で政令で定める日としている。
- したがって、令和8年5月までに民事裁判手続のデジタル化が全面的に施行され、その後本法律案に係る2年以内施行部分の規定が施行された後、それらの規定に基づいて、指定法人の業務が開始されることとなる。

(参考) 民事訴訟事件において判決書等がデジタル化される時期

後掲参照条文のとおり、電子判決書に係る規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の公布の日（令和4年5月25日）から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされ、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける判決の言渡し等について適用される。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条（注：業務）、第七条（注：情報提供の求め等）、第八条第三項（注：業務規程の変更命令）、第九条第二項（事業報告書及び収支決算書の作成・提出）、第十条から第十八条まで（注：契約の締結及び解除、業務の休廃止、民事裁判情報管理提供業務に関する情報の目的外使用の禁止、仮名加工民事裁判情報の作成等、委託、帳簿の備付け等、監督命令、報告及び検査、指定の取消し等）、第二十条及び第二十一条（注：罰則）の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民事裁判情報管理提供業務の準備行為)

第二条 指定法人は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

○ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）【令和4年法律第48号による改正後のもの・未施行】

(電子判決書)

第二百五十二条 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならない。

一～六 （略）

2 （略）

(言渡し的方式)

第二百五十三条 判決の言渡しは、前条第一項の規定により作成された電子判決書に基づいてする。

- 2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

(言渡し的方式の特則)

第二百五十四条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかわらず、電子判決書に基づかないことができる。

- 一 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合
- 二 被告が公示送達による呼出しを受けたにもかかわらず口頭弁論の期日に出頭しない場合（被告の提出した準備書面が口頭弁論において陳述されたものとみなされた場合を除く。）

- 2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをしたときは、電子判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の電子調書に記録させなければならない。

附 則 （令和四年五月二五日法律第四八号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

(判決の言渡し的方式等に関する経過措置)

第十七条 第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条から第二百五十五条まで、第二百五十六条第三項及び第二百八十条の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける判決の言渡し的方式、電子判決書への記録事項、電子判決書に基づかない判決の言渡し、電子判決書及び電子判決書の作成に代わる電子調書の送達、変更の判決に係る言渡り期日の呼出し並びに簡易裁判所の事件に係る電子判決書への記録事項について

適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものにおける判決の言渡しの方式、判決書の記載事項、判決書の原本に基づかない判決の言渡し、判決書及び判決書の作成に代えて記載される調書の送達、変更の判決に係る言渡り期日の呼出し並びに簡易裁判所の事件に係る判決書の記載事項については、なお従前の例による。

- 2 第二条改正後民事訴訟法第二百二十二条において準用する第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、第二条改正後事件における電子決定書（第二条改正後民事訴訟法第二百二十二条において準用する第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。）の作成について適用し、第二条改正前事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

2問 指定法人の業務概要はどのようなものか、また、指定法人が当該業務を行うのに、どの程度の労力・コストを要すると想定しているか、法務当局に問う。

- 本制度において、指定法人は、最高裁判所から提供される年間約20万件の民事裁判情報に仮名処理を行い、データベースを整備した上、一次利用者との間で情報提供契約を締結してこれを提供することとなる。
- このような業務に必要な労力・コストについては、指定法人において業務の効率化を図るためにどのようなシステムを用いるかなどといった事情によることとなるので、現時点で正確なお答えをするのは困難。
- なお、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)において紹介された実証実験の結果では、AIを利用して仮名処理を行い、出力された結果を人手で二重に確認する方法を前提として、1件当たりの作業時間は平均十数分であり、年間約20万件の判決の仮名処理を16人程度の体制で確認・処理できるとされている。
- また、(このヒアリングでは、)仮名処理に要する費用について、
  - ・ システム開発費用に1億5000万円程度
  - ・ いわゆるランニングコストとして人件費に年間4400万円程度を要するとの試算が示された。

(参考) 日弁連法務研究財団の実証実験結果 (民事判決情報データベース化検討会第5回会議 (令和5年2月22日実施) 議事録)

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですけれども、技術的・体制的には数日で可能というふうに考えられているところですが、ただ、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出していただいているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかというふうに見積もっています。

(中略) この実験では、自動仮名化処理システムというものによって施された仮名処理を、人手で修正するのにかかる時間というものを検証しております。(中略) この実証実験の作業では、2人の担当者の方に修正作業とダブルチェック作業というものを行ってもらうことにしました。

(中略) 実証実験の結果と概要になります。文字数を考慮して修正した結果になりますが、かかった時間について見ますと、シナリオ1の全文確認修正では約13分かかっておりました。シナリオ2の機械出力のみの修正では約4分という結果になっております。ヒアリングの結果、現状では平均的に1件30から60分程度かかっているというところが、大きく効率化されていたということが分かりました。

最後の13ページ目です。ダブルチェックを前提として1件当たりの作業時間は十数分ということになりますので、欠席判決を含む約20万件を、毎日更新をする場合の人手での修正には、16人程度の体制が必要となるのではないかと考えられます。年間のコストは約4,400万円かかるのではないかと見積もられております。資料の最後の方には実証実験に参加した方の参考の御意見が記載されています。簡単ですけれども私の発表は以上となります。ありがとうございました。

令和7年4月25日(金)  
柴田 勝之 議員(立憲)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

3問 指定法人が業務を遂行するのに必要と想定される収入・支出の内容はどのようなものか、また、業務開始までの支出をどのように賄うのかについて、法務当局に問う。

- 本制度において、指定法人は、利用者に対し、仮名処理後の民事裁判情報を有償で提供することとしており、業務上必要となる費用は、利用者から収受する料金によって賄うことを想定している。
- 業務上必要となる費用については、公募の手続を経て指定される法人が備えるシステムの内容等によることから現時点で正確なお答えをすることは困難であるが、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)におけるヒアリングでは、その時点での数値として
  - ・ システム開発費用に1億5000万円程度
  - ・ いわゆるランニングコストとして人件費に年間4400万円程度を要するとの試算が示された。
- 業務開始までの支出については、指定法人においてこれを負担し、業務開始後、利用者から収受する料金によって回収をすることを想定している。
- なお、(受益者負担の原則によることが適切であると考えられることから、) 指定法人に補助金を交付することは想定していない。

(参考1) 他法令の審議における受益者負担の原則に関する答弁(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律・令和2年5月26日衆

議院総務委員会における答弁)

○山花委員 (中略) 国の方で、国費で賄うというのも一つの考え方ではなかろうかと思えますけれども、そうはしなかったということについて、どういう検討の結果こうなったのかということについてお答えいただきたいと思えます。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

費用負担のあり方につきましては、これまでの検討過程におきましてもさまざまな議論があったわけですが、一般論として申し上げますと、特定のサービスの提供に要する費用はそれによって利益を受ける方の負担によって賄う、いわゆる受益者負担の原則によることが適切であるというふうな結論を出しているところでございます。

本法案によりまして、公共インフラとしての電話リレーサービスが実現をいたしますと、耳の聞こえる方同士だけではなく、聴覚や発話に障害のある方と耳の聞こえる方との相互のコミュニケーションも可能となりまして、電話の利便性が高まることとなります。

したがって、本法案では、電話リレーサービスの提供に要する費用は、受益者負担の観点から、国費ではなく電話提供事業者が負担をするというふうな整理をしているところでございます。

(参考2) システム開発コストの試算 (民事判決情報データベース化検討会第5回会議 (令和5年2月22日実施) 議事録)

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですけれども、技術的・体制的には数日で可能というふうな考えられているところです。ただ、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出しているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかと見積もっています。

(参考3) ランニングコスト (人件費) の試算の根拠

日弁連法務研究財団において実施した実証実験において、AIを用いた仮名処理について人によるチェック及びダブルチェックを行ったと

ころ、1件当たりの作業時間は十数分程度、年間約20万件を処理するのに15.2名の体制が必要とされ、これを踏まえて作業者の時給を1500円、一日の作業時間を8時間、年間の営業日を240日として、約4400万円と試算された ( $1500 \times 8 \times 15.2 \times 240 = 43,776,000$ )。

4問 指定法人に必要とされる「経理的基礎」「技術的能力」の具体的内容及びこれらの要件を申請の時点で備える必要があるかについて、法務当局に問う。

- 指定法人は、年間約20万件の民事裁判情報に仮名処理を行って、データベースを整備し、情報セキュリティ対策を始めとする適切な安全管理措置を講じつつ、利用者に対して提供することが求められることから、それにふさわしい人的・物的体制を備えていることが求められる。
- そこで、本法案では、指定法人の要件の一つとして、このような業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することを掲げているところ。
- 必要な経理的基礎や技術的能力の程度について一概にお答えすることは困難であるが、それぞれの要件該当性の判断に当たり、当該団体の保有する資産を始めとする財務状況、基幹となるデータベースを整備・管理するために用いるシステムの概要や(委託の有無・相手先を含む)人的体制などを考慮して判断していくこととなる。
- これらの要件は、指定をする時点で判断をすることとなるが、例えば、技術的能力は指定を受けた後に整備されるシステムの内容にも左右され得るものであり、申請時点において予定・計画されている内容等も踏まえて判断することとなる。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二～五 （略）

2～5 （略）

5問 指定法人が民事裁判情報を提供する一次利用者はどのような者が想定されているか、個人(法律実務家・研究者・その他)は利用できるのか、また、1件ずつでも利用できるのか、法務当局に問う。

- 本制度は、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、デジタル社会における新たなニーズに答えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備・提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものであり、基本的に、その一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用することを想定している。
- 指定法人から直接民事裁判情報の提供を受ける者としては、主に、このような利用を行う判例データベース事業者、出版社、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定している。
- なお、指定法人は、正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならないこととしており、制度上個人の利用が制限されるものではない。
- しかし、指定法人による民事裁判情報の提供は、主たる利用者のニーズに対応するべく機械判読に適した形式で行われることが想定されるため、必ずしも一般の個人が個々の判例を閲読するのに適したものとはならないと考えられる。



○ また、指定法人に対して、一件ずつの民事裁判情報の提供を求めることについては、そのための検索機能や決済手段等、所要のシステムの整備に要する費用を増大させ、指定法人が収支を賄うため提供料金の高騰を招いて、ひいては民事裁判情報の幅広い利用を阻害しかねない。

○ これらの事情に鑑み、一般的に、個人の方については、一次利用者が提供する製品・サービスについて二次的な利用をしていただくことを想定している。

○ なお、一件ずつの提供が求められるのは、先例性や社会的関心の高い事案に係るものであると想定されるところ、こうした事案については、既に裁判所ウェブサイトにおいて無償で公開されているものと承知しており、また、特定の一件ということであれば、訴訟記録の閲覧でも対応可能である。

#### (参考1) 機械判読に適した形式

CSVやXML等の形式を想定している。CSVとは、Comma Separated Valuesの略称で、値や項目をカンマで区切ったテキストファイル・データのこと。Microsoft Excel等様々なソフトで取り扱うことができる。XMLとは、Extensible Markup Languageの略称であり、「タグ」と呼ばれるマークアップ記号を利用してテキストに情報を付加することができる(例えば、文中に「…〈主文〉1 被告は、原告に対し…。〈/主文〉」などと記号を挿入することで、記号間のテキストが主文であるという情報を付加することができる。

#### (参考2) 民事裁判情報の提供の在り方について(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・3(4)エ[33-34頁]))

エ 基幹データベースを構築し、民事裁判情報を提供することの意義は、前記第2・2のとおり、個別の裁判例の内容分析にとどまらない裁判例全体の傾向分析や民事裁判情報を機械学習の素材として利活用することによる

高品質な法的サービスを実現することにある。そのために、先例性や社会的関心があるとは限らないものを含めて基幹データベースに収録し、これらを提供するものとするところからすると、基幹データベースの主たる利用者として想定されるのは、判例データベース会社や出版社等、全ての民事裁判情報を収集して独自の視点で先例性や社会的関心の有無を判断し、一定の価値を付加して二次的な利用者に提供する者や、裁判例全体の傾向分析等を行おうとする研究者等であると考えられる。こうした利用者のニーズに対応するため、情報管理機関は、継続的契約に基づいて全ての民事裁判情報を順次提供する方法や直近数年間に言い渡された全ての判決に係る民事裁判情報を提供する方法等、一定の網羅性が担保される方法による提供を行うことが考えられる。

他方、本検討会においては、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保するのが望ましいとの意見があり、その一方法として、一件ずつの提供を希望する者に対しても提供してはどうかとの意見があった。もっとも、このような方法による提供を行う場合、決済システムの整備に相応の費用を要することが指摘されており、その費用を考慮して提供料金を設定しようとするれば必然的に利用料金は高額になることが想定される。また、前記(2)イのような機械判読に適した形式の情報は、必ずしも個別の裁判例の分析検討に適した可読性のあるものとはいえない。さらに、一般の国民は、一次的な利用者から提供される付加価値の高い情報等によって民事裁判情報にアクセスすることが想定される。これらの事情を考慮すれば、情報管理機関においては、まずもって上記主たる利用者として想定される者のニーズに応じた提供を実施することが考えられる。ただし、本検討会においては、情報管理機関の利用者を通じて、これまで必ずしも先例性や社会的関心があるとはされてこなかったようなものを含めて、より多くの民事裁判情報が提供される状況にある限りは、このような方法による提供を継続すればよいと考えられるものの、一次的な利用者が二次的な利用者に提供する民事裁判情報を選別するなどした結果、基幹データベースを構築する意義が実現されないような事態に至った場合には、別途の検討が必要ではないかとの指摘があった。こうした指摘を踏まえれば、情報管理機関においては、基幹データベースの運用状況を勘案しつつ、必要に応じ、その健全な運用に支障をきたさない範囲において、

例えば上記一件ずつの提供を実施するなど、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保することが期待される。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(契約の締結及び解除)

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者がある申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

6問 指定法人は、保有民事裁判情報と仮名加工民事裁判情報をいつまで保管するのか、保管期間のような保管に係る事項は監督官庁による認可・監督の対象となるのか、また、対象となる場合、その根拠条文はどれか、法務当局に問う。

- 保有民事裁判情報は、訴訟関係者の氏名や住所等仮名処理前の情報を含むものであり、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）では、利用の必要がなくなったときは遅滞なく削除すべきとも指摘されているが、その保管期間については、
  - ・ 仮名処理の訂正等のために引き続き利用する必要性
  - ・ 必要な安全管理措置を講じつつ保管するコスト等を考慮して、今後、指定法人において検討されることとなる。
- これに対し、仮名加工民事裁判情報は、基幹となるデータベースを構成するものとして、できる限り長期間保管され、利用者の用に供されるのが望ましいと考えられるが、有識者検討会では、保管に要する費用等の観点から一定の限度があるのもやむを得ないとの指摘もあった。
- これら保有民事裁判情報や仮名加工民事裁判情報の保管期間については、まずは指定法人において検討されるべき事項であるが、保有民事裁判情報については安全管理措置に関わるもの、仮名加工民事裁判情報については民事裁判情報管理提供業務の在り方そのものに関わるものであることから、具体的には法務省令や業務規程の定めによることとなるものの、業務規程の認可（第8条第1項）等を通じ、その在り方が適切なものとなるよう対応してまいりたい。

(参考) 仮名処理前の民事裁判情報の取扱いについて (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・5(7)ア・イ [39~40ページ])

(7) 仮名処理前後の民事裁判情報の消去について

ア 仮名処理前の民事裁判情報には個人の氏名や住所等が記録されており、訴訟関係者の権利利益に配慮して漏えい等を防止するという観点からは、できる限り速やかに、かつ、確実に消去されるのが望ましい。

もっとも、本検討会においては、民事裁判情報の公共財としての側面に着目し、仮名処理前の民事裁判情報についても、どこかの機関において適切に管理・保存されるべきであるという意見があった。しかしながら、このような観点からは、裁判書自体が裁判所において民事裁判記録の一部として保管され、保存期間経過後は順次国立公文書館に移管されることから、仮名処理前の民事裁判情報について、情報管理機関やその他の機関において重複して保管する必要はないと考えられる。

そこで、情報管理機関は、仮名処理前の民事裁判情報について、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく削除すべきである。

イ 仮名処理前の民事裁判情報の具体的な保管期間については、利用の必要性等を勘案して定められるべきものであるが、本検討会においては、情報管理機関から提供された情報を利用者が入手して仮名処理の誤り等に気付いて是正の申出をするのに通常要すると想定される期間を踏まえて利用者への提供から1年程度とする意見があったほか、いわゆる改め文方式で作成された控訴審判決について、仮に情報管理機関が原審判決に溶け込ませるよう加工して提供を実施することになった場合には、こうした加工に要する期間を勘案する必要があり、1年程度の保管期間では足りないのではないかとの意見があった。

ウ これに対して、仮名処理後の民事裁判情報については、利用者の様々なニーズを想定し、網羅的に民事裁判情報を収集し、偏りのないデータを集積するという基幹データベースの役割に照らして、数年の単位にとどまらず、できるだけ長く保管するのが望ましいと考えられ、原則として消去せずに保管をすべきである。もっとも、適切な形で保管するには相応の費用等を要することから、健全な運営を図る観点から一定の限度があることはやむを得ないと考えられる。将来消去の可否を検討するに当たっては、技術の進歩等により、より低廉な価格で多くの民事裁判情報を保管すること

が可能になることも十分に想定されることから、その時々<sup>1</sup>の技術水準を踏まえ、基幹データベースの役割が十分に発揮されるような保管機関を検討することが望まれる。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 保有民事裁判情報 第五条第二項に規定する指定法人が第七条第一項の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であつて、当該指定法人が保有しているものをいう。

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められるものとして法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務)

第六条 指定法人は、この法律及び第八条第一項に規定する業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報、第二条第一項第三号に規定する措置によって保有

民事裁判情報から削除した情報(第二十条において「削除情報」という。)、第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報(以下「保有民事裁判情報等」という。)を管理すること。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四～六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

7問 指定法人からの委託・再委託が想定される業務の内容はどのようなものか、公共入札のような制度的担保がない中で、委託・再委託の費用等の適正性はどのように担保されるのか、また、そのような委託・再委託の費用等の適正性は監督官庁の認可・監督の対象となるのか、対象となる場合、その根拠条文はどれか、法務当局に問う。

〔委託・再委託が想定される業務〕

- 例えば、指定法人が行う仮名処理については、AI技術を活用して機械的な処理を行いつつ、人手による確認作業を行うことを想定しているが、こうした確認等の作業について、業務委託を行うことが想定される。
- また、再委託については、例えば、仮名処理等の確認作業全体を統括する会社が指定法人から業務委託を受け、実際に作業に従事する者に対して業務の一部を再委託するなどの例が想定される。

〔委託・再委託の費用等の適正性〕

- 本法律案第14条第1項では、指定法人の行う業務の委託・再委託に際しては法務大臣の承認を要することとしており、それに当たり委託・再委託の内容やその要否・当否を審査することとなる。
- また、本法律案第8条では、料金に関する事項を業務規程の必要的記載事項とし、法務大臣による認可の対象としている。
- 法務省としては、これらの承認や認可を通じ、委託・再委託の費用等によって民事裁判情報の提供料金が不当に高額なものとなることのないよう、適切に対応してまいりたい。

(参考)

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定（第12条）の趣旨は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先（再委託先を含む。）にも準用することとしている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二～五 (略)

2～5 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従つて、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

8問 指定法人が他の業務も行う場合、民事裁判情報管理提供業務の収益が他の業務に使われるおそれはないのか、また、そのような他の業務に使われていないかというような事項は、監督官庁の認可・監督の対象となるのか、対象となる場合、その根拠条文はどれか、法務当局に問う。

- 本法律案第5条第1項においては、指定の要件として
  - ・ 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
  - ・ 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないことを設けており、これらの要件については、申請をした法人が行う他の業務の状況も踏まえて該当性の審査を行うこととなる。
- また、本法律案では、指定をした後も、
  - ・ 第9条第2項及び第15条により、指定法人に民事裁判情報管理提供業務に関する事業報告書及び収支決算書の提出並びに帳簿の備付けを義務付けてその収支等を把握し、
  - ・ 民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、第17条の報告徴求権を通じるなどして他の業務を含めた貸借対照表や損益計算書等の資料を確認し、
  - ・ 第8条において、利用者への提供の料金に関する事項を業務規定の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することとしている。
- したがって、(本制度において、民事裁判情報管理提供業務について独立採算を求めるものではないが、同業務単体としての収支等を把握できる仕組みとしており、)法務省としては、

これらの規定を通じて、指定法人が民事裁判情報の提供の対価として収受した料金が他の事業に流用されるなどして不当に高額な料金が設定されることのないよう、適切に監督をしてまいりたい。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 (略)

三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。

四・五 (略)

2～5 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従つて、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 (略)

(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第五条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第十五条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十七条第一項及び第二十一条第一項第二号において同じ。）を備え付け、民事裁判情報管理提供業務に関する事項で法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

（報告及び検査）

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委  
柴田 勝之 議員(立憲)

9問 指定法人の指定・認可・監督に当たっての基本姿勢について、法務大臣に問う。

- 本法律案では、法務大臣において、
  - ・ 基幹となるデータベースを整備・提供する主体となる指定法人を指定し
  - ・ 指定法人が定めた業務規定を認可した上
  - ・ 各種の監督権限等を通じて指定法人による民事裁判情報管理提供業務を監督していくこととされている。
  
- 法務省としては、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤整備を図るという本法律案の目的が達成されるよう、指定法人に対する各種の監督権限等を適切に行使して、指定法人による業務が安定的かつ適切になされるよう努めてまいりたい。

(参考)

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次に掲げる要件を備える

ものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一～五 略

2～5 略

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四 料金に関する事項

五 苦情の処理に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 略

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。



10問 本法案第2条1項1号ハの法務省令で定める電子決定書はどのようなものを想定しているか、また、今後、順次拡大される見込みはあるか、法務当局に問う。

- 決定及び命令は、その内容や方式が多様であり、収録の必要性も一様ではないと考えられるところ、その全てを収録の対象とした場合には、指定法人が行う加工や管理の事務負担が増加し、ひいては提供料金が過度に高額化することが懸念される。
- そこで、本法律案においては、指定法人のデータベースに収録する決定・命令を、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるものに限定している。
- その上で、その収録の具体的な範囲については、データベースの運用状況等も確認しつつ、社会的なニーズの高いものから順次拡大していく予定であるところ、まず法務省令においてどのような裁判を定めるかについては、最高裁判所の意見を聴きつつ、有識者検討会の指摘も参考としながら、適切に検討してまいりたい。

(参考1) 有識者検討会の指摘(収録する電子決定書の内容について)

民事判決情報データベース化検討会報告書においては、

- ・ 正確な民事判決の内容を知るために必要となるもの(判決に対する更正決定等)
- ・ 民事判決に係る事件の帰すうを知るために必要となるもの(上告裁判所による上告の却下等)
- ・ 裁判所の判断やその過程を分析する方法による活用が期待

されるもの（文書提出命令に関する決定や行政事件訴訟法における仮の救済に関する決定等）について、収録の対象とする必要性が高いとされた。

（参考2）決定・命令について

判決は原則として口頭弁論に基づき、その成立には必ず言渡しという厳粛な告知方法が必要であるが、決定及び命令をする場合には、口頭弁論を経るかどうかは裁判機関の判断にまかされており、告知の仕方、特別の規定のないかぎり、相当と認める方法を取れば足り、必ずしも言渡しを要しない。また、重要な事項、特に訴訟（訴え、控訴、上告など）についての終局的又は中間的判断を下すのに用いられる判決に対し、決定及び命令は、それ以外の、訴訟指揮としての処置、付随事項の解決、民事執行・民事保全に関する事項等を対象とする。

（参考3）民事執行、民事保全、商事非訟等における決定書

令和5年の法改正によりデジタル化が図られる手続（民事執行、民事保全、商事非訟等）における決定書については、本法案の対象には含まれていない。

（参照条文）

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

（定義等）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民事裁判情報 民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項に係る情報をいう。

イ 電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二

百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）

ロ 民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書（同法第六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）

ハ 電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）であって、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

#### ○ 民事訴訟法

（判決に関する規定の準用）

第二百二十二条 決定及び命令には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。

（電子判決書）

第二百五十二条 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならない。

一～六 略

2 略

（言渡しの方式）

第二百五十三条 略

2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

令和7年4月25日(金)  
柴田 勝之 議員(立憲)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

11問 民事・行政事件訴訟手続の電子判決書等以外の電子裁判書(たとえば、民事執行・倒産手続・家事事件・非訟事件等の電子裁判書)についても、今後、指定法人のデータベースに収録される見込みはあるか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定法人の基幹データベースに収録される対象を、令和4年の民事訴訟法等の改正により作成されることとなる民事・行政事件訴訟手続の電子判決書等としている。
- これに対して、民事執行事件や非訟事件等については、令和5年の法改正によって裁判書が電磁的記録として作成されることとなるものの、その施行日は、公布の日(令和5年6月14日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。
- また、非訟事件の手続は非公開とされ、記録の閲覧についても民事訴訟事件等とは異なる規律が設けられているなど、本法律案において対象としている民事・行政事件訴訟手続における電子判決書等とは異なる考慮が必要になると考えられる。
- したがって、御指摘の各種手続における電子裁判書を指定法人のデータベースに収録することについては、そのニーズや手続の性質等を踏まえて検討をする必要があると考えられる。

(参考1) 令和5年の法改正によって電子化される裁判書

民事執行法、民事調停法、民事保全法、人事訴訟法、労働審判法、破産法、非訟事件手続法、家事事件手続法等が適用される各手続における裁判書が電子化される。なお、人事訴訟は訴

訟ではあるものの、訴訟記録の閲覧の規律は民事訴訟と異なっている（参考4）。

（参考2）非訟事件について

非訟事件とは、例えば後見人や財産管理人、遺言執行者の選任監督など、国家の後見的介入が必要となる事項のうち、沿革的理由または政策的配慮から裁判所の所管とされているものを言い、公開・対審構造を取らず、裁判の基礎資料も、必要があれば職権で探知することができ、裁判の形式も簡略な決定で行う。

（参考3）家事審判事件について

審判手続は非公開の手続であり、事件記録の閲覧等の請求ができる者は当事者又は利害関係を疎明した第三者に限られ、家庭裁判所の許可を得て閲覧等を行うことができるにとどまる（家事事件手続法第47条）。

（参考4）人事訴訟について

人事訴訟は、訴訟である以上、憲法第82条第1項により、対審及び判決は、公開法廷で行われる。人事訴訟手続の記録は、原則として民事訴訟法第91条第1項により、何人も閲覧することができるが、訴訟記録中事実の調査に係る部分については、裁判所が許可したときに限り閲覧の請求をすることができるなど、通常の民事訴訟と異なる規律も定められている。

（参考5）民事判決情報データベース化検討会における検討の対象（民事判決情報データベース化検討会報告書第5・1(3)エ〔17ページ〕）

エ なお、本検討会における検討の対象は、前記第1・1(2)のとおりであり、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の促進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）によりデジタル化が図られる、民事執行手続、民事保全手続、非訟事件手続等における決定は、検討の対象外であ

る。これらの手続は非公開の手続であることなどから、本検討会における検討の対象とはその性質を大きく異にしており、手続関係者の権利利益を保護するなどの観点から別途の検討が必要である。本検討会では、これらの手続における決定のうち裁判所の政策的判断が法規範性を有する可能性があるもの（例えば、株式の価格の決定を求める申立てに対する決定等）や紛争を終局的に解決する可能性があるもの（例えば、新株等発行差止め仮処分申立てに対する決定等）について、基幹データベースに収録する必要性が高いとの指摘があったが、他方で、これらの手続における決定及び命令について全件公開することとした場合に当事者の手続追行に与える萎縮効果等を懸念する意見もあった。また、非訟事件における決定及び命令について公開の是非を一律に論じるのは適切でなく、事件類型ごとに非公開とすべき要請の有無及び程度を検討すべきとの意見もあった。

(参照条文)

○ 日本国憲法

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）

(訴訟記録の閲覧等)

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。

2 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。

3～5 (略)

○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

(民事執行の事件の記録の閲覧等)

第十七条 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

○ 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）  
（記録の閲覧等）

第三十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（第百十二条において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2～9 （略）

○ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）  
（記録の閲覧等）

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2～10 （略）

○ 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）  
（事実調査部分の閲覧等）

第三十五条 訴訟記録中事実の調査に係る部分（以下この条において「事実調査部分」という。）についての民事訴訟法第九十一条第一項、第三項又は第四項の規定による閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）の請求は、裁判所が次項又は第三項の規定により許可したときに限り、することができる。

2 裁判所は、当事者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、その閲覧等を許可しなければならない。ただし、当該事実調査部分中閲覧等を行うことにより次に掲げるおそれがあると認められる部分については、相当と認めるときに限り、その閲覧等を許可することができる。

一 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその

子の利益を害するおそれ

二 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれ

三 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれ

3 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。

4～8 (略)

12問 電子判決書でない既存の紙媒体の判決書についても、今後、デジタル化した上で、指定法人のデータベースに収録される見込みはあるか、法務当局に問う。

- より網羅的なデータベースを整備する観点からは、既存の紙媒体の判決書についてもデジタル化した上でデータベース化するのが望ましいとは考えられる。
- しかしながら、現在、判決原本の保存期間が50年とされるなど、対象となる判決書の物量ひいてはデジタル化の作業に伴う負担は膨大なものとなり、また、紙媒体で作成された判決書等の原本とデジタル化した情報の同一性を確認し、情報の正確性を担保する方策を講じる必要があるなど、様々な課題がある。
- そこで、まずは、デジタル化された後の民事・行政事件の訴訟手続で作成される電子判決書等を対象として、基幹データベースの円滑な整備及び安定的な運用を図ることとしており、紙媒体の判決書の収録については、費用対効果も含め、将来的に別途検討すべき課題であると考えている。

(参考) 現状における紙媒体の裁判書の保管について

民事訴訟の事件記録等の保存期間については、事件記録等保存規程(昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号)において規定されている。基本的に、判決原本については50年、和解調書については30年、事件記録については5年とされているほか(同規程第4条第1項、別表第1及び別表第2)、史料又は参考資料となるものについては、保存期間の満了後も保存しなければならないものとされている(同規程第9条第2

項。)

判決原本は、保存期間中、各裁判所において保管され、保存期間経過後、順次国立公文書館に移管される。

(参照条文)

○ 事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号）

(定義)

第2条 この規程で「事件記録」とは、別表第一の上欄に掲げる事件及び再審事件（以下「事件」という。）の記録をいう。

2 この規程で「事件書類」とは、事件に関する書類で最高裁判所が別に定めるところにより記録から分離されたもの及び記録につづり込むことを要しないものをいう。

3・4 (略)

(保存期間)

第4条 記録及び事件書類の保存期間は、別表第一及び第二のとおりとする。

2～6 (略)

(特別保存等)

第9条 記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。

2 記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。

3 (略) 別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

	事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
1・2	(略)		
3	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件	5年	判決の原本 50年 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書 30年

	手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を含む。）		和解に代わる決定の原本（異議申立てにより効力を失ったものを除く。） 30年
4 ~ 27	(略)		

13問 刑事事件の裁判書についても、今後、指定法人のデータベースに収録される見込みはあるか、法務当局に問う。

- 刑事裁判に関する情報は、一般に、刑事事件の被告人である特定個人の前科情報そのものであるとともに、被害者等の関係者のプライバシーに関する情報など機微性の高い情報を含むものである。
- そして、刑事裁判に関する情報は、犯罪の手法に関する情報、捜査手法に関する情報などを含む上、その公開により公の秩序や善良の風俗を害するおそれもあることからすれば、その取扱いには、民事裁判に関する情報とは異なる格別の配慮を要するところであり、確定記録の閲覧についても民事訴訟記録と対比して、より厳格な要件が設けられている。
- そのため、刑事事件の判決をデータベース化することについては、慎重な検討を要すると考えている。

(参考) 刑事確定訴訟記録の閲覧

刑事確定訴訟記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が保管することとされているところ、民事裁判記録と異なり、これらにつき、国民一般に具体的な閲覧請求権が付与されたものとは解されていない。

(参照条文)

- 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)  
第53条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧すること

ができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

- ② 弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。
- ③ 日本国憲法第八十二条第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。
- ④ (略)

○ 刑事確定訴訟記録法 (昭和62年法律第64号)

(保管記録の閲覧)

第4条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録 (刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限る。次項において同じ。) を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録 (第二号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。) を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。

一 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。

二 保管記録に係る被告事件が終結した後三年を経過したとき。

三 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。

四 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。

五 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。

- 六 保管記録を閲覧させることが裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。
- 3 第一項の規定は、刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。
- 4 (略)

更問 刑事判決についても、弁護士等にニーズがあることから、より厳格な要件を定めるなどしてデータベース化を検討すべきではないか。

- 御指摘のとおり、刑事判決についても、弁護士等の専門職において一定のニーズが存する可能性はある。
- (しかしながら、先に述べた) 刑事裁判に関する情報が前科情報そのものであることや確定事件記録の閲覧要件についての相違に鑑みると、刑事判決についてデータベース化することについては、慎重に検討する必要があると考えている。
- そもそも刑事事件の件数やその内容の多様性は民事事件と対比するとある程度限られていると言い得る上、裁判員裁判対象事件においては、事件を担当・受任している検察官・弁護士は、裁判所が整備した裁判員量刑検索システムを利用することができ、一定のニーズは満たしていることから、データベース化すべき必要性の程度や用途の範囲は民事事件等よりも限られると考えている。

(参考1) 刑事裁判の事件数 (既済事件数・単位：人)

裁判種別		令和3年	令和4年	令和5年
簡易裁判所	略式事件(※)	166,500	156,293	160,658
	通常事件	3,928	3,060	2,989
第一審事件(地方裁判所・高等裁判所)		66,020	59,838	62,032
控訴事件(高等裁判所)		5,331	4,820	4,639
上告(非常上告を含む)事件(最高裁判所)		1,852	1,685	1,614
合計(略式事件除く)		77,131	69,403	71,274

出典：裁判所データブック2024

※ 略式事件（検察庁ウェブサイトから引用）

略式裁判とは，検察官の請求により，簡易裁判所の管轄に属する（事案が明白で簡易な事件）100万円以下の罰金又は科料に相当する事件について，被疑者に異議のない場合，正式裁判によらないで，検察官の提出した書面により審査する裁判手続です。

簡易裁判所において，略式命令が発せられた後，略式命令を受けた者（被告人）は，罰金又は科料を納付して手続を終わらせるか，不服がある場合には，正式裁判を申し立てる（略式命令を受け取ってから14日間以内）ことができます。

(対<sup>大臣</sup>・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

柴田 勝之 議員(立憲)

14問 指定法人のデータベースに収録される裁判書の対象を拡大していくことについて、法務大臣の所見を問う。

- (先ほど来、政府参考人から答弁があったとおり、) 指定法人のデータベースに収録する裁判情報の対象を(刑事事件の判決書<sup>はんけつがき</sup>にまで)拡大していくことについては、
- ・ 審理手続や記録の閲覧等に関する規律の在り方の違い
  - ・ データベース化に要するコストや社会的ニーズの有無・程度
- など、様々な考慮が必要になると考えられる。
- まずは、民事事件及び行政事件の判決書<sup>はんけつがき</sup>等を対象とする本制度の安定的な運用を図ることが重要であると考えており、御指摘のような対象の拡大については、本制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討を行ってまいりたい。

(参考) 民事・行政事件訴訟手続の電子判決書以外の裁判書の例について

○ 決定書・命令書

裁判期日を指定する内容のものなど、必ずしもニーズが高いとは言えないものも多数含まれる。

○ 非訟事件・家事審判事件・人事訴訟における裁判書

いずれも手続は非公開とされており、記録の閲覧についても民事訴訟事件等とは異なる規律が設けられている。

○ 既存の紙媒体の判決書

デジタル化した上でデータベース化するのが望ましいとは考えられるが、作業に伴う負担が膨大であり、紙媒体の判決書原本とデジタル化した情報の同一性を確認し、情報の正確性を担保する方策を講じる必要があるなど、様々な課題がある。

○ 刑事事件における裁判書

被告人の前科や被害者等関係者人のプライバシー情報など特に機微性の高い情報を含むことに加え、犯罪の手法に関する情報、捜査手法に関する情報などを含むことなどから、その取扱いには、民事裁判に関する情報とは異なる格別の配慮を要する。また、確定記録の閲覧についても民事訴訟記録と比較してより厳格な要件が設けられている。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

(対<sup>大臣</sup>・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

鎌田 さゆり 議員(立憲)

1問 民事裁判情報の公共財としての価値が高まっていることや、データベースの運用にかかる費用等を考慮して、データベースの整備・運用を民間の指定法人に委ねるのではなく、国が直接行うことも考えられたのではないか、法務大臣に問う。

○ 本制度におけるデータベースの整備・運用を行うには、時宜<sup>じぎ</sup>にかなったデジタル技術を用いるなどして適正かつ効率的な業務運営を図る必要があるところ、これまで民事裁判情報の提供に大きな役割を果たしてきた民間において、相応の知見が蓄積され、技術開発も進められていることから、このような民間の知見・技術を十分に活用することが必要かつ相当と考えられる。

○ これに対して、国が民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を行うこととした場合、  
・ 所要の体制を整備するための相当のコストを要する上、知見や技術も必要であり、また  
・ 私人間の紛争の解決に係る民事裁判情報を行政



機関が網羅的に収集・管理すること等への懸念も招きかねない。

- これらに鑑み、本法律案においては、有識者検討会の報告書も踏まえて、基幹データベースの整備・運用を、国ではなく、法務大臣の監督する民間の団体に行わせることとしている。

(参考) デジタル社会の形成に当たり民間が主導的役割を担うものとされていること

デジタル社会形成基本法第9条においても、デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国等はその形成の阻害要因の解消その他の環境整備を中心に行うこととされている。

- デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）  
（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第九条 デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十

九条において同じ。)における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

令和7年4月25日(金)  
金村 龍那 議員(維新)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

1問 我が国においては急速にデジタル化が進展しており、司法の分野においても、令和4年に民事訴訟手続のデジタル化を図る法改正が行われるなどしているが、そのような中で、本法案の提出に至った経緯について、法務当局に問う。

- 民事訴訟手続のデジタル化については、令和2年3月に公表された「民事司法制度改革の推進に関する関係府省庁連絡会議」の取りまとめにおいて、喫緊の課題とされていたところ、この取りまとめにおいては、電子データとして作成される判決書を広く国民に提供することについて、法務省において必要な検討を行うこととされた。
- その後、令和4年5月に委員御指摘の民事訴訟法等の改正法案が成立し、両院の法務委員会において「判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。」との附帯決議がなされた。
- こうした経過も踏まえ、法務省においては、同年10月から、各界の有識者の協力を得て「民事判決情報データベース化検討会」を開催し、デジタル社会にふさわしい民事裁判情報の提供の在り方について検討を進めてきた。
- 令和6年7月、この検討会の報告書が取りまとめられ、デジタル化された判決書等について、法務大臣の監督する非営利の民間団体がこれを集約し、訴訟関係者の氏名・住所等に仮名処理を行い、利用者に有償提供するという制度が提案された。
- そこで、この報告書の内容も踏まえ、所要の法整備を行うため、本法律案を提出したものである。

(参考1) 民事司法制度改革の推進に関する関係府省庁連絡会議

関係行政機関等の連携・協力の下、民事司法制度改革に向けた喫緊の課題（裁判手続IT化、知財紛争における既存のADR機関や裁判所等の紛争解決能力の強化等）を整理し、その対応を検討するため、内閣官房において開催されていた会議。

令和2年3月の取りまとめ（「民事司法制度改革の推進について」）においては、「民事裁判手続等のIT化を進めることは喫緊の課題である。」（2ページ）、「民事判決情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には当事者による紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。将来的に、AIによる紛争解決手続のサポートの可能性があり、その活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであることも踏まえると、現状、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等の一部の事件に限定して一般に提供されている民事判決情報については、今後、より広く国民に提供されるべきである。そこで、法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法府の判断を尊重した上で、ニーズやあい路等につき必要な検討をする。」（7ページ）とされた。

(参考2) 令和2年3月以降の検討（「民事判決のオープンデータ化検討PT」）

法務省は、令和2年3月から公益財団法人日弁連法務研究財団の主催する「民事判決のオープンデータ化検討PT」にオブザーバーとして参加した。このPTにおいては、民事判決情報の管理及び利活用に当たり検討すべき課題・対応策について、幅広い観点から実務的協議が実施され、令和3年3月、中間的な取りまとめとして「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」が公表され、令和4年6月、「民事判決情報の適正な利活用に向けた制度の在り方に関する提言」が公表された。

(参考3) 令和4年4月20日衆議院法務委員会附帯決議及び同年5月17日参議院法務委員会附帯決議（関係部分につき内容同一）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の

配慮をすべきである。

一～五 (略)

六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。

七～十二 (略)

#### (参考4) 民事判決情報データベース化検討会

令和4年10月から法務省において開催された有識者会議であり、憲法、行政法、民法、民事訴訟法及び情報法・情報セキュリティの各研究者並びに最高裁判所、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国消費生活相談員協会で構成され、オブザーバーとしてデジタル庁が参加した。

計16回にわたって会議を行い、報告書素案に関するパブリックコメント手続(令和6年3月29日から同年5月10日まで実施し、19の個人・団体から、128件の意見が寄せられた。)を経て、同年7月、「民事判決情報データベース化検討会報告書」を取りまとめた。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

金村 龍那 議員(維新)

2問 民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用については、裁判所や法務省が行うことも考えられるが、本法案において、これを民間の団体に担わせることとした理由は何か、法務大臣に問う。

- 本法律案は、(司法機関の事務の範囲を超え、) 民事裁判情報の活用を促進するという政策的目的から、その基盤整備を図ろうとするものである。
- また、本制度におけるデータベースの整備・運用を行うには、時宜<sup>じぎ</sup>にかなったデジタル技術を用いるなどして適正かつ効率的な業務運営を図る必要があるところ、これまで民事裁判情報の提供に大きな役割を果たしてきた民間において、相応の知見が蓄積され、技術開発も進められていることから、このような民間の知見・技術を活用することが必要かつ相当と考えられる。
- 以上のことから、本法律案においては、基幹データベースの整備・運用を法務大臣の監督する民間の団体に行わせることとしている。

(参考1) 法務省がデータベースを整備することについて

法務省が民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を行うこととした場合、所要の体制を整備するための相当のコストを要する上、知見や技術も必要となる。

また、私人間の紛争の解決に係る民事裁判情報を行政機関が網羅的に収集・管理することや、国が当事者となる訴訟について一方当事者である国（法務省）が仮名処理等の加工を行うことについては、業務の公正さなどへの懸念を招きかねない。

これらにも鑑み、本制度におけるデータベースについては、国（法務省）ではなく、民間の団体に整備・運用させることがより望ましいと考えられる。

(参考2) 司法機関の事務にはなじまないという指摘（日弁連法務研究財団）

公益財団法人日弁連法務研究財団「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」（令和3年3月25日）において、「判決情報のオープンデータ化は、諸外国においては、国が国民に対する司法サービスとして実施している例も散見されているところであるが、本件スキームにおいて、民事判決情報を仮名化等することは、民間の商業ベースを含めた利活用機関の活用の前提となる情報データの整備・提供を目的とするものであるから、司法機関の担う事務にはなじま

ないように思われ、民間主導の継続性ある枠組みが必要となると考えられる。」とされている。

(参考3) デジタル社会の形成に当たり民間が主導的役割を担うものとされていること

デジタル社会形成基本法第9条においても、デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国等はその形成の阻害要因の解消その他の環境整備を中心に行うこととされている。

○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）

（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第九条 デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十九条において同じ。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

3問 指定法人については、複数の法人を指定して競争させることも考えられるが、これを全国に一つだけ認めることとするのはなぜか、法務当局に問う。

○ 本制度では、広く利用者の用に供し得るものとして、指定法人において最高裁判所から民事裁判情報の提供を受け、基幹となるデータベースを整備することを予定しており、このような位置付けや、仮名処理等の作業を集約して効率化できることを踏まえると、指定法人は一つに限ることが相当である。

○ また、複数の法人がこれを取り扱うこととなれば、仮名処理前の訴訟関係者の氏名等に関する情報の漏えい・拡散のリスクが高まる上、訴訟関係者等は、複数の法人に対して仮名処理の訂正等の申出をすることが必要になるなどの支障が生じ得る。

○ 加えて、複数の法人による競争が生じた場合については、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)において、経費を削減するために提供する民事裁判情報が限定される可能性や仮名処理を行う人員の削減が行われる可能性が指摘された。

○ こうした事情を踏まえ、本法律案においては、指定法人を全国に一つだけ認めることとした。

○ これに対し、(提供料金の高騰など、)競争原理が働かないことに伴う懸念については、法務大臣の定める基本方針において、指定法人の業務の在り方を示すほか、業務規程の認可等を通じた適切な監督によって対処してまいりたい。

(参考1) 仮名処理の効率化 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・6(2)イ [46ページ]))

現状において、民事裁判情報の提供主体がそれぞれに相応の費用と手間をかけて仮名処理を実施しているという状態が、社会全体としてみた場合に極めて非効率的であり、民事訴訟手続のデジタル化の実現後に、データ化された民事裁判情報が大量に生成され蓄積されていく中で、大量の民事判決の利活用を念頭に置く場合には、このような現状を改善する必要があるとの指摘がされている。このような現状に対する問題認識を背景として、民事裁判情報の提供の在り方を抜本的に見直すための検討に至った経緯を踏まえれば、情報管理機関は一つに限られることが望ましいと考えられる。仮に複数の情報管理機関による競争が生じた場合には、提供料金を低廉なものとするために提供する民事裁判情報を限定する者や仮名処理を行う人員を削減する者が現れる可能性も否定できない。また、この場合には、複数の情報管理機関が同じ民事裁判情報を重複して管理することとなり、不正アクセス等による情報漏えい・拡散のリスクも高まると考えられるほか、前記5(1)の事後的な措置が統一的に行われなくなることや利用者・訴訟関係者にとって事後的な措置を求める相手方が不明確になったり、複数の情報管理機関に対して申出をしなければならなくなったりするという弊害も懸念される。

(参考2) 指定法人の新設に係る考慮要素 (情報漏えい・拡散の防止)

○ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準 (平成18年8月15日閣議決定)

1 規制の新設審査の際の基準

(中略) 国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するものとし、やむを得ず、新設せざるを得ない場合については、当該事務・事業の基本的内容を、原則として、法律で定め、事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするとともに、登録制とする。

登録機関による実施により難しい事務・事業については、登録機関による実施に準じた措置を検討することとする。

なお、それにもより難い次のような場合は、上記原則の例外として取り扱うこともやむを得ないものとする。

(中略)

エ 取り扱う情報の重複の排除や漏えい・拡散の防止等の観点から、統一的な情報の管理や提供等を必要とする事務・事業

オ・カ (略)

(参考3) 複数の指定法人を設けることに関する有識者の意見（民事判決情報データベース化検討会第12回会議（令和5年12月8日実施）議事録・民事訴訟法等の有識者意見）

私も一つに限るべきだというふうに考えておりますので、結論には異論はないのですが、考慮するポイントとして、料金の適正化というのは競争を通じて図られるであろうということが複数案のメリットとして挙げられているところなのですが、情報管理機関から提供を受ける利用者の数というのが、そのような経済の法則が実現するような大量現象になるかということ、そういうことは想定されていないように思うので、複数案に対する料金を低減化するであろうというメリットはあまり考えられないのではないかなというふうに思います。

(参考4) 指定法人の業務の性質が競争による高度化になじまないとする有識者の意見（民事判決情報データベース化検討会第12回会議（令和5年12月8日実施）議事録・商法等の有識者意見）

ありがとうございます。私も情報管理機関は一元化することが望ましいと考えます。性質上、基幹データベースというのは、そこで付加価値を付けてサービスを競うという性質のものではありませんので、ここは単一にして、そして全体の基礎になるデータを集める。こういうことで、そのために、例えば仮名化等々のところで重複したコストを掛けるということは望ましくないし、（中略）利害関係者にとってもコストが少なくなるというふうに考えるからです。以上です。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一～五 (略)

2～5 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従つて、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4問 利用者にとって基幹となる一つのデータベースを整備するというのであれば、幅広くデータを収録する必要があると考えられるが、指定法人のデータベースに収録される民事裁判情報の範囲について、法務当局に問う。

- 本法律案においては、令和4年の民事訴訟法等の改正によりデジタル化される民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された
  - ・ 電子判決書
  - ・ 電子判決書に代えて作成された電子調書（いわゆる電子調書判決）
  - ・ 電子決定書の内容について、指定法人のデータベースに収録される対象としている。
- このうち、電子判決書とこれに代えて作成された電子調書については、事案の内容にかかわらず広く収録することを想定しており、他方、電子決定書については、法令の解釈適用について参考となるものに限って収録することとし、具体的な範囲は今後省令で定めることを予定している。

（参考1）収録する電子決定書を限定する理由

一般に、決定及び命令は、機動性・迅速性が重視される事項を対象とするものであり、その性質は判決とは大きく異なることから、手続上も、判決とは異なる取扱いがされ、日本国憲法においても「公開」が明記されているものではない。

また、決定及び命令については、裁判長による期日指定等、理由の詳細が示されないものや、定型的なもの、電子決定書の作成に代えて調書に記録されるものも多く存在し、理由の説示の程度についても明確な基準はな

く、それぞれの事案における決定や命令の重み付けを踏まえた簡易迅速な処理を行うという訴訟運営上の観点から、ふさわしい方法・内容とされているという実情にあると考えられる。

こうした決定及び命令に係る民事裁判情報を一律にデータベースに収録しても、裁判所の判断過程を分析することによる活用が期待できないものが混在することとなり、かえって指定法人が行う加工や管理の事務負担が過度に増加し、ひいては利用料金が過度に増加することが懸念される。

#### (参考2) 収録する電子決定書の内容

電子決定書に係る民事裁判情報のうち、指定法人のデータベースに収録するものは、法務省令で定めることとしているところ、収録の対象とすべき決定について、民事判決情報データベース化検討会報告書においては、①正確な民事判決の内容を知るために必要となるもの（判決に対する更正決定等）、②民事判決に係る事件の帰すうを知るために必要となるもの（上告裁判所による上告の却下等）及び③裁判所の判断やその過程を分析する方法による活用が期待されるもの（文書提出命令に関する決定や行政事件訴訟法における仮の救済に関する決定等）について、収録の対象とする必要性が高いとされた。

#### (参照条文)

##### ○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案 (定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民事裁判情報 民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項に係る情報をいう。

イ 電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）

に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）

ロ 民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書（同法第一百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）

ハ 電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）であつて、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

二～四 （略）

2 法務大臣は、前項第一号ハ又は第四号の法務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

（情報提供の求め等）

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録（民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 （略）

5問 民事裁判情報は幅広く活用することが期待される一方で、訴訟関係者の氏名や住所等の情報を含むものであり、プライバシー等への配慮も必要になるところ、本法案において、仮名処理についてはどのような規定が設けられているか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定法人が行う仮名処理について、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、加工をしなければならないものとしている。
- また、加工の方法に関する事項は、業務規程に定め、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、詳細な仮名処理の基準については、指定法人の業務規程に定められることを想定している。
- なお、基準に沿って仮名処理を実施しても、報道された情報等と組み合わせると特定の個人が識別される場合もあるため、個別の事情により基準を超える仮名処理を要する場合は、申出により、指定法人において必要な仮名処理を追加的に実施することとしており、これを含めて苦情処理に関する事項につき業務規程の必要的記載事項としている。
- 指定法人は、このような法令及び業務規程の定めるところにより、全ての民事裁判情報について仮名処理を実施することとなる。

(参考1) 仮名処理におけるAIの活用(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・2(1)ウ[18ページ]))

ウ 仮名処理は、情報管理機関が、法令に則して設ける業務規程等に具体的な基準を設け、これに基づき、AI等を活用しつつ、人手による確認作業を経て実施することが想定されるところ、情報管理機関が基準を策定するに当たっては、基幹データベースを有意義なものとすることや訴訟関係者や利用者にとって明確な基準であることが期待されるとともに、運用開始後、不断に見直すことが期待される(後記(6)参照)。

(参考2) (追加的な処理を含む) 事後的な処理について(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・5(1)ア及びイ[40~41ページ]))

ア 情報管理機関は、裁判所から民事裁判情報を取得した後に当該電子裁判書について閲覧等制限決定が行われた場合のほか、利用者等から、①既に行われた仮名処理が前記2(1)の基準に適合していない旨の申出、②個別の事情に応じて前記2(1)の基準以上の仮名処理を求める申出及び③前記2(1)の基準に従った仮名処理により裁判の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出を受け付け、必要に応じて、申出の内容を踏まえた事後的な措置を行うとともに、他の利用者に行った措置の内容を通知すべきである(後記(2)参照)。

イ 前記ア②の申出は、訴訟関係者の権利利益が侵害されるおそれのある場合に、当該訴訟関係者等によって行われることが想定され、典型的な例としては、他の情報と組み合わせて犯罪、DV、ストーカー等の被害を受けた者を識別することができる情報を仮名化することの申出等が考えられる。なお、情報管理機関が利用者に民事裁判情報を提供する前にこのような申出が行われた場合、当該情報の仮名化等の必要な措置を実施した上で利用者への提供を行うことが考えられる(後記(2)参照)。

(参考3) 追加的な処理の対象となる情報の具体例

より具体的に言うと、DV被害者の職業等が追加的な処理の対象となり得る。このほかには、法人の名称については一次的な処理の対象にしないことを想定しているところ、いわゆるパワーハラスメントの事案における被害者の所属する課室の名称等が想定される。

(参考4) 本法律案における追加的な処理の申出の位置付け

追加的な仮名処理について、本法律案においては「苦情の処理」(本法律案第8条第2項第5号)として位置付けており、当該処理を求める者は、指定法人の業務規程の定めるところにより、苦情の申出を行うこととし、これを受けた指定法人において、必要に応じた処理を行うことを想定している。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～四 (略)

五 苦情の処理に関する事項

六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

6問 仮名処理は法務省令で定める基準や指定法人の業務規程に則って行われることとされているが、仮名処理のルールを定める観点や対象となる情報について、法務当局に問う。

- 仮名処理の基準を定めるに当たっては、訴訟関係者のプライバシー等に適切に配慮しつつ、データベースを有意なものとするため、具体的な事実関係に基づく裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるようにする必要がある。
- 本法律案において、指定法人は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理をしなければならないものとしており、対象となる情報としては、
  - ・ 訴訟関係者の氏名の全部
  - ・ 生年月日の一部(月日等)
  - ・ 個人の住所のうち市郡より小さい行政区画
  - ・ マイナンバー等の個人識別符号の全部等を想定している。
- 法務省としては(本法律案が成立した暁には、)先ほど申し上げた観点を踏まえ、法務省令において適切な基準を定めてまいりたい。

(参考) 令和7年3月7日法務大臣閣議後記者会見の概要

【記者】

本日閣議決定された、民事裁判の全判決をデータベース化する新しい法律案について伺います。

(中略)

また、データベース化に際して、個人情報等を仮名処理するルールについては、今後どういった観点から定めていくのか、詳細については今後省令

等で定めることになるとと思いますが、現時点で具体的な仮名処理の対象の想定があれば教えてください。

【大臣】

(中略)

そして、仮名処理のルールを定める観点や、その対象情報ということですが、仮名処理の基準を定めるに当たっては、訴訟関係者のプライバシー等に適切に配慮しつつ、データベースを有意なものとするために、具体的な事実関係に基づく裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるようにすることが必要であると考えています。

本法律案において、指定法人は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理をしなければならないものとしています。対象となる情報としては、例えば、訴訟関係者の氏名の全部、生年月日の一部、これは月日等ということになります。あるいは、個人の住所のうち市郡より小さい行政区画、マイナンバー等の個人識別符号の全部等を想定しているところです。

法務省としては、本法律案が成立した暁には、先ほど申し上げました観点を踏まえ、当省の省令において、適切な基準を定めてまいりたいと考えているところです。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識

別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

#### 四 (略)

#### 2 (略)

#### (業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

7問 指定法人は、仮名処理後の民事裁判情報を利用者に提供していくことになるが、どのような方法で提供していくことになるのか、提供方法の概要について、法務当局に問う。

- 指定法人は、民事裁判情報を利用しようとする者との間で、情報提供契約を締結し、電磁的方法により、仮名処理後の民事裁判情報と民事裁判関連情報を併せて、有償で提供する。
- 提供の料金に関する事項は、指定法人の業務規程に定め、法務大臣の認可を受けなければならないこととしており、指定法人が適正かつ確実に業務を実施するのに必要な範囲で、できるだけ低廉な価格となるよう、認可をすることを想定している。
- 情報提供契約の具体的な在り方については、法務大臣が認可する業務規程の内容も踏まえ、指定法人と利用者との間で個別に合意されることとなるが、例えば、
  - ・ 継続的契約に基づき仮名処理をした民事裁判情報を順次提供する方法
  - ・ 直近数年分の民事裁判情報を提供する方法等を想定している。

(参考1) 民事裁判関連情報(いわゆるメタデータ)

民事判決情報データベース化検討会報告書においては、「利活用を促進するための情報として、いわゆるメタデータを付するのが望ましいとの意見があった。メタデータとしてどのようなデータを付することができるかは、今後開発される裁判所におけるシステム等によることになるが、本検討会においては、判決言渡年月日等の基礎的な情報や統計的分析に資する事件類型に関する情報、当該訴訟の帰すうを知るための審級関連情報等を付する必要があるとの意見があった。」とされている(第5・3(2)イ〔3

0ページ] )。本法律案において、メタデータは、「民事裁判関連情報」としており、指定法人は、これを収集整理し、及び提供する努力義務を負うこととしている(第7条第2項)。

(参考2) 提供の料金の決定に当たって考慮されるべき要素(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・3(4)ウ[32~33ページ])

ウ 前記2(1)の仮名処理や後記4(1)の安全管理措置を実施するためには、相応の費用を要することとなるから、民事裁判情報の提供は有償で行われる必要があるものの、前記第2・4の公共財としての側面からは、提供の対価をできる限り低廉なものとされることが期待される。こうした観点からは、「オープンデータ基本指針」にあるように、制度の運用開始後においても、安価かつ安全な最新技術を活用することによる、提供に係る経費の低減化や、利用者を増加させ、個別の利用者の負担額を低減する取組を通じて、提供の対価について不断の見直しが行われることが望ましく、その際には、利用者負担での提供とすることが社会経済的に適当かどうかについても再検討することが望まれるとの意見もあった。他方において、提供料金は、基幹データベースの健全な運用に支障を来さないように定められる必要がある。基幹データベースの運用には、システムの構築・運用経費、人件費、万一損害賠償請求を受けたときに万全の対応をするために必要な損害保険料等、様々な費用を要すると想定される場所、基幹データベースの健全な運用が図られるよう、提供料金は、これらの費用を適切に勘案して設定されることが望まれる。

(参考3) 具体的な提供の方法(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・3(4)エ[33~34ページ])

エ 基幹データベースを構築し、民事裁判情報を提供することの意義は、前記第2・2のとおり、個別の裁判例の内容分析にとどまらない裁判例全体の傾向分析や民事裁判情報を機械学習の素材として利活用することによる高品質な法的サービスを実現することにある。そのために、先例性や社会的関心があるとは限らないものを含めて基幹データベースに収録し、これらを提供するものとするところからすると、基幹データベースの主たる利用者として想定されるのは、判例データベース会社や出版社

等、全ての民事裁判情報を収集して独自の視点で先例性や社会的関心の有無を判断し、一定の価値を付加して二次的な利用者に提供する者や、裁判例全体の傾向分析等を行おうとする研究者等と考えられる。こうした利用者のニーズに対応するため、情報管理機関は、継続的契約に基づいて全ての民事裁判情報を順次提供する方法や直近数年間に言い渡された全ての判決に係る民事裁判情報を提供する方法等、一定の網羅性が担保される方法による提供を行うことが考えられる。

他方、本検討会においては、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保するのが望ましいとの意見があり、その一方法として、一件ずつの提供を希望する者に対しても提供してはどうかとの意見があった。もっとも、このような方法による提供を行う場合、決済システムの整備に相応の費用を要することが指摘されており、その費用を考慮して提供料金を設定しようとするれば必然的に利用料金は高額になることが想定される。また、前記(2)イのような機械判読に適した形式の情報は、必ずしも個別の裁判例の分析検討に適した可読性のあるものとはいい切れない。さらに、一般の国民は、一次的な利用者から提供される付加価値の高い情報等によって民事裁判情報にアクセスすることが想定される。これらの事情を考慮すれば、情報管理機関においては、まずもって上記主たる利用者として想定される者のニーズに応じた提供を実施することが考えられる。ただし、本検討会においては、情報管理機関の利用者を通じて、これまで必ずしも先例性や社会的関心があるとはされてこなかったようなものを含めて、より多くの民事裁判情報が提供される状況にある限りは、このような方法による提供を継続すればよいと考えられるものの、一次的な利用者が二次的な利用者に提供する民事裁判情報を選別するなどした結果、基幹データベースを構築する意義が実現されないような事態に至った場合には、別途の検討が必要ではないかとの指摘があった。こうした指摘を踏まえれば、情報管理機関においては、基幹データベースの運用状況を勘案しつつ、必要に応じ、その健全な運用に支障をきたさない範囲において、例えば上記一件ずつの提供を実施するなど、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保することが期待される。

(参考4) 本法律案第6条第1項第2号の提供の方法

具体的な方法は法務省令で定めることとなるが、電気通信回線を通じて提供する方法等が想定されるところであり、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）においては、CSV、XML、JSON等の機械判読に適した形式で、API連携（異なるアプリケーション間でデータのやり取り等をするための連携）等の効率的な方法とするのが望ましいとされている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(業務)

第六条 指定法人は、この法律及び第八条第一項に規定する業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対し、仮名加工民事裁判情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう。）により提供すること。

三・四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一 (略)

二 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項

三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業

務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

8問 一般の個人からすれば、大量の民事裁判情報を取得しても、どれを参考にすればよいのか分からないようにも思われるが、指定法人から直接民事裁判情報の提供を受ける利用者とは、どのような者を想定しているのか、法務当局に問う。

- 本制度は、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、デジタル社会における新たなニーズに応えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備・提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものであり、基本的に、その一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用することを想定している。
- 指定法人から直接民事裁判情報の提供を受ける者としては、このような利用を行う判例データベース事業者、出版社、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定している。
- なお、指定法人は、正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならないこととしており、制度上個人の利用が制限されるものではない。
- しかし、指定法人による民事裁判情報の提供は、主たる利用者のニーズに対応するべく機械判読に適した形式で行われることが想定されるため、必ずしも一般の個人が個々の判例を閲読するのに適したものとはならない。
- 一般の個人は、高度な検索機能や判例解説等が付加され、閲読に適する形式に整えられた民間事業者の判例データベースの方がより利便性が高いと思われ、現状と同様に、一次利用者た

る民間事業者が整備したデータベース等を通じた二次的な利用をしていただくことを想定している。

(参考1) 民間事業者の判例データベースの利用料金

主要な民間の判例データベースとしては、株式会社LICが提供する「判例秘書」、第一法規株式会社が提供する「D1-Law」、トムソン・ロイター株式会社が提供する「Westlaw Japan」、株式会社TKCが提供する「TKCローライブラリー」がある。その利用料金は様々であるが、月額1万円程度で利用できるものもある（TKCローライブラリー）。また、公立図書館において民間事業者の判例データベースが利用できることもある（千葉県立図書館HPによる。）。

(参考2) 機械判読に適した形式

CSVやXML等の形式を想定している。CSVとは、Comma Separated Valuesの略称で、値や項目をカンマで区切ったテキストファイル・データのこと。Microsoft Excel等様々なソフトで取り扱うことができる。XMLとは、Extensible Markup Languageの略称であり、「タグ」と呼ばれるマークアップ記号を利用してテキストに情報を付加することができる（例えば、文中に「…〈主文〉1 被告は、原告に対し…。〈/主文〉」などと記号を挿入することで、記号間のテキストが主文であるという情報を付加することができる。）。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(契約の締結及び解除)

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者がある申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

(対<sup>大臣</sup>・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委  
金村 龍那 議員(維新)

9問 本制度は、一般の個人や国民にとってはどのような利点があるか、法務大臣に問う。

- 本制度においては、民事・行政事件の判決書等が広く指定法人のデータベースに収録され、指定法人から民事裁判情報の提供を受けた一次的な利用者が様々な価値を付加して製品やサービスを開発し、それが二次的な利用者に提供されて活用されることを想定している。
- 具体的には、例えば、判例データベース事業者などの一次利用者において、民事裁判情報につき、
  - ・ 裁判例の体系化
  - ・ 解説や英訳の付加を行うことのほか、デジタル技術を活用し
  - ・ 裁判例の横断的分析
  - ・ より精緻な統計的分析
  - ・ 機械学習の素材にしてA Iの研究開発を行うこと等も考えられる。
- こうした価値が付加された民事裁判情報が提供されていくことにより、自らが二次的な利用者となる



場合はもとより、それ以外の場合についても、より高度な法的サービスの提供が実現することを通じ、国民一般の利益に資するものとなると考えている。

(参考1) 一次的な利用者と二次的な利用者

一次的な利用者としては、出版社、判例データベース事業者、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定している。二次的な利用者としては、一次的な利用者の製品やサービスを利用する弁護士等の法律実務家、研究者、民間企業、学生等を想定している。

(参考2) 裁判例の横断的分析

例えば、慰謝料額に関する判断を収集し、多数の裁判例において共通して重要な考慮要素とされる事情を明らかにしたり、これを踏まえた金額の傾向を把握したりすることが可能になり、紛争解決の指針となることが考えられる。

(参考3) 現状におけるAIの活用例（令和6年2月22日午後5時37分日本経済新聞電子版）

人工知能（AI）を活用した法務調査サービスを運営するリーガルスケープ（東京・文京）は、生成AIを使って簡単に判例を検索できる機能の提供を始める。法律系出版社の第一法規（東京・港）の判例検索サービスと連携し、質問に応じてAIが判決のポイントや重要度を判定し、要旨などを示す。

## 判例検索の利用層拡大などを狙う。

第一法規の判例検索サービス「D1-Law.com」のデータベース上の判決文のほか、専門家による判決要旨や意義の解説といった同社独自の付随情報をもとに、判例を効率的に検索できる機能を開発した。特定の論点が争われた裁判を知りたいなどと質問を入力すると、関連性や重要度によって優先順位をつけた上で判例の要旨などを表示するほか、リーガルスケープが所蔵する法律書籍の関連する記述などもあわせて参照できる。

新機能の提供は2月26日から始める。3カ月間は試行期間として、登録すれば無料で利用できる。

判例は法務調査では重要な情報だが、数も多く内容も難解なため一般の法務担当者などが適切に探すのは難しい。このため既存の判例検索サービスは弁護士の利用が大半を占めているという。「第一法規の判例データベースは法律の条文などに沿って体系だって整理されているため AI による参照に適している。生成 AI を備えることで判例検索のハードルを下げ、判例情報を利用できる人の裾野を広げたい」（八木田樹・最高経営責任者）という。

リーガルスケープは23年秋に独自技術と生成 AI を組み合わせ、法務相談の質問に対して所蔵文献などの根拠を示したうえで素早く回答する機能を搭載した。この機能の導入以降、大手企業中心に150社以上の新規利用につながったという。

(参考4) 令和7年3月7日法務大臣閣議後記者会見の概要

【記者】

本日閣議決定された、民事裁判の全判決をデータベース化する新しい法律案について伺います。

データベースの一次的な利用者は、民間の判例データベース会社やリーガルテック企業などを想定されていると思いますが、今回のこの法律の整備によって、一般の個人ですとか国民にとってはどのようなメリットをどのような形で受け取ることができるとお考えでしょうか。

(後略)

【大臣】

本制度においては、指定法人から民事裁判情報の提供を受けた業者などの一次的な利用者が、様々な価値を付加して製品やサービスを開発・提供します。それが一般の国民の皆様方などの二次的な利用者の方々に提供されて活用されることを想定しているところです。具体的には、例えば、業者などの一次利用者において、民事裁判情報につき、裁判例の体系化、あるいは解説や英訳の付加を行うことのほか、デジタル技術を活用して、裁判例の横断的な分析や、より精緻な統計的分析、機械学習の素材にして、いわゆるAIの研究開発を行うこと等も考えられます。

法務省としては、こうした活用の成果を通じて二次的に民事裁判情報を利用されることとなる国民の皆様方に対して、高度な法的サービスが提供されるようになるものと考えて



(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

円 より子 議員(国民)

1問 デジタル社会の進展に伴い、民事裁判情報に対する需要が多様化しているだろうことはわかるが、どのような要望を受けて本制度を創設し、また、指定法人のデータベースはどのように活用されることとなるのか、法務大臣に問う。

- 令和6年7月に取りまとめられた有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）の報告書では、デジタル社会における民事裁判情報の意義につき、
  - ・ デジタル技術を活用したデータの収集・分析が容易になったことを背景として、民事裁判情報全体を通じてその傾向を分析することや同種の事案を地域ごとに分析することが可能になっており、そのためにより多くの民事裁判情報が提供される必要があるなどの指摘がなされた。
- そこで、本制度は、こうしたデジタル社会における新たなニーズに応えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備・提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものである。



- 本制度の下では、民事・行政事件の判決書<sup>がき</sup>等が広く指定法人のデータベースに収録され、指定法人から民事裁判情報の提供を受けた一次的な利用者が様々な価値を付加して製品やサービスを開発し、それが弁護士など二次的な利用者に提供されて活用されることを想定している。
  
- これにより、例えば、裁判例の横断的分析を通じ、慰謝料額に関する考慮要素や判断の傾向等を把握することが可能となるなどし、より高度の法的サービスが提供されることとなると考えている。

(参考1) 民事司法制度改革の推進に関する関係府省庁連絡会議

関係行政機関等の連携・協力の下、民事司法制度改革に向けた喫緊の課題（裁判手続IT化、知財紛争における既存のADR機関や裁判所等の紛争解決能力の強化等）を整理し、その対応を検討するため、内閣官房において開催されていた会議。

令和2年3月の取りまとめ（「民事司法制度改革の推進について」）においては、「民事裁判手続等のIT化を進めることは喫緊の課題である。」（2ページ）、「民事判決情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発

生後には当事者による紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。将来的に、AIによる紛争解決手続のサポートの可能性があり、その活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであることも踏まえると、現状、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等の一部の事件に限定して一般に提供されている民事判決情報については、今後、より広く国民に提供されるべきである。そこで、法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法府の判断を尊重した上で、ニーズやあい路等につき必要な検討をする。」（7ページ）とされた。

（参考2）デジタル化社会における民事裁判情報の意義（民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋（第2・2（2）〔4頁〕）

## （2）民事裁判情報全体の横断的分析やより精緻な統計分析

こうした将来的な活用可能性はもちろんのこと、本検討会においては、デジタル技術を活用したデータの収集・分析が容易になったことを背景として、先例的価値のある民事裁判情報の内容を個別に分析するにとどまらず、民事裁判情報全体を通じてその傾向を分析することや同種の事案を地域ごとに分析することが可能になっており、そのためにより多くの民事裁判情報を提供する必要があるとの見解が示された。このような分析は主として法律実務家、研究者、民間事業者等によって行われることになると考えられるが、その成果を通じて様々な法的サ

ービスの品質が向上し、ひいては我が国における司法制度全体の充実・強化につながることを期待される。

(参考3) 一次的な利用者と二次的な利用者の例

一次的な利用者としては、出版社、判例データベース事業者、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定しており、二次的な利用者としては、これらの者の製品やサービスを利用する弁護士等の法律実務家、研究者、民間企業、学生等を想定している。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

2問 これまで、出版社や弁護士等の関係者は、どのような方法で民事裁判情報を取得していたのか、法務当局に問う。

- 出版社や判例データベース事業者等は、従来、裁判所ウェブサイトに掲載される情報のほか、各地の裁判所から便宜供与として、一定の条件の下で判決書の写しの貸与を受けるなどして、民事裁判に関する情報を取得してきたものと承知している。
- また、弁護士等は、裁判所ウェブサイトに掲載されるものに加え、出版社による出版物や、判例データベース事業者によって提供されるデータベースを活用するなどして、民事裁判に関する情報を取得してきたものと承知している。

(参考1) 最高裁判決(民事・行政事件)のウェブサイト掲載率

	R1	R2	R3	R4	R5
判決(上告・上告受理)(事件数)	40	65	46	53	69
うちウェブサイト掲載数(事件数)	35	53	39	41	39
掲載率	88%	82%	85%	77%	57%

※ 民事事件の掲載率が100%とならないのは、①同一論点の事件のうち代表的なものを載せていること、②先例性に乏しいもの(弁論更新漏れを理由とする破棄など)を掲載していないことにある。

※ 令和5年の掲載率が低くなっているのは、⑦多数の事件からなる選挙違憲無効訴訟(大法廷)が2口あったこと、④多数の事件からなるマイナンバー違憲訴訟があったことから、代表的な1件のみを掲載したことによるものと思われる。

(参考2) 全審級(民事・行政事件)のウェブサイト掲載状況

簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所において、近年、①裁判所ウェブサイトに掲載された民事・行政事件の判決書(判決書単位)は、1年当たり合計約600件から約650件であり、他方で、②判決で終局する民事・行政事件(事件数単位)は、1年当たり約18万件から約25万件である。①の数値は、判決書数であり、併合関係を考慮していないが、単純に①を②で除して算出した割合は、約0.3%となる。

令和7年4月25日(金)  
円 より子 議員(国民)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

3問 最高裁判所は、民事裁判情報のデータを指定法人に提供することとなるが、無料で提供するということか、法務当局に問う。

- 本制度において、最高裁判所が指定法人に対して民事裁判情報を提供する際に対価を得ることは予定していない。

4問 指定法人がデータベースを整備したり、仮名処理などを行うには、かなりのコストがかかるのではないか、また、提供料金からの回収を見込んでいるのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、仮名処理やデータベースの整備・運用について、民間に蓄積された知見や技術を生かして、適正かつ確実に業務が行われるよう、一定の要件を備える民間団体に当該業務を行わせることとしており、業務効率化を図るためのAI技術を積極的に活用するなどして、適正かつ確実に仮名処理を始めとする業務を遂行することが期待される。
- 指定法人において必要な費用については、業務の効率化を図るためにどのようなシステムを用いるかなどといった事情によることとなるので、現時点で正確なお答えをするのは困難。
- なお、仮名処理に必要な費用について、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）におけるヒアリングでは、
  - ・ システム開発費用に1億5000万円程度
  - ・ いわゆるランニングコストとして人件費に年間4400万円程度を要するとの試算が示されている。
- これらの費用については、指定法人の業務開始後、利用者から收受する料金によって回収することを見込んでいる。

（参考1）システム開発コストの試算（民事判決情報データベース化検討会第5回会議（令和5年2月22日実施）議事録）

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですけれども、技術的・体制的には数日で可能というふうに考えられていると

ころです。ただ、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出していただいているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかとこのように見積もっています。

#### (参考2) ランニングコスト（人件費）の試算の根拠

日弁連法務研究財団において実施した実証実験において、AIを用いた仮名処理について人によるチェック及びダブルチェックを行ったところ、1件当たりの作業時間は十数分程度、年間約20万件を処理するのに15.2名の体制が必要とされ、これを踏まえて作業員の時給を1500円、一日の作業時間を8時間、年間の営業日を240日として、約4400万円と試算された（ $1500 \times 8 \times 15.2 \times 240 = 43,776,000$ ）。

#### (参考3) 日弁連法務研究財団の実証実験結果（民事判決情報データベース化検討会第5回会議（令和5年2月22日実施）議事録）

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですが、技術的・体制的には数日で可能というふうに考えられているところですが、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出していただいているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかとこのように見積もっています。

（中略）この実験では、自動仮名化処理システムというものによって施された仮名処理を、人手で修正するのにかかる時間というものを検証しております。（中略）この実証実験の作業では、2人の担当者の方に修正作業とダブルチェック作業というものを行ってもらうことにしました。

（中略）実証実験の結果と概要になります。文字数を考慮して修正した結果になりますが、かかった時間について見ますと、シナリオ1の全文確認修正では約13分かかっておりました。シナリオ2の機械出力のみの修正では約4分という結果になっております。ヒアリングの結果、現状では平均的に1件30から60分程度かかっているというところが、大きく効率化

されていたということが分かりました。

最後の13ページ目です。ダブルチェックを前提として1件当たりの作業時間は十数分ということになりますので、欠席判決を含む約20万件を、毎日更新をする場合の人手での修正には、16人程度の体制が必要となるのではないかと考えられます。年間のコストは約4,400万円かかるのではないかと見積もられております。資料の最後の方には実証実験に参加した方の参考の御意見が記載されています。簡単ですが私私の発表は以上となります。ありがとうございました。

令和7年4月25日(金)  
円 より子 議員(国民)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

5問 指定法人による民事裁判情報の提供料金はどの程度になるか、また、本制度が出版社等の民間事業者への圧迫にならないのかどうか、法務当局に問う。

[提供料金について]

- 仮名処理に必要となる費用について、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)におけるヒアリングでは、
- ・ システム開発費用に1億5000万円程度
  - ・ いわゆるランニングコストとして人件費に年間4400万円程度
- を要するとの試算が示されている。

- 仮に、(先ほどお答えした)仮名処理費用の試算をベースとして、指定法人がシステム開発費用を始めとする初期費用を5年程度で回収しようとした場合、ランニングコストと併せて年間1億円程度の費用を要することになることから、料金は、この費用を利用者数で按分して賄えるように設定されることが想定され、より多くの者に利用されれば、より低廉な金額になることが見込まれる。

[民間事業者への圧迫にならないかとの点について]

- 指定法人は、本制度の下で、基幹となるデータベースの構築・管理と、出版社や民間の判例データベース事業者などの一次利用者への提供を行うことを業とするものであって、それらの事業者と競合するものではない。
- むしろ、出版社等の既存の事業者は、従前はそれぞれ人手とコストをかけて行っていた仮名処理を自ら行う代わりに、仮名処理済みの民事裁判情報を対価を支払って入手することが可能

になる。

- これらの事情に照らし、本制度は、既存の事業者の業務を圧迫するものではないと考えられる。

- なお、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）で実施したヒアリング及びパブリックコメントでも、判例データベース事業者から本制度に対する反対の意見等はなかった。

（参考1）ヒアリングにおける判例データベース事業者の意見（民事判決情報データベース化検討会第2回会議（令和4年11月16日実施）議事録抜粋）

続きまして、データベース化の必要性についてお話をさせていただきます。オープンデータ化が実現すれば、本文データ化までのフローだけではなくて、以上申し上げたような仮名処理後の要望対応も含めて、かなりの部分が業務フローとしては無くなっていくものと想定しております。オープンデータを弊社として有償で利用することになったとしても、年間約1万件から登載件数が約20万件へと飛躍的に伸びることとなるため、データベースの価値は上がります。一方で、かなりの部分が業務フローとしては無くなりますので弊社としてはコストが下がるということになると考えています。また、このようなデータ化、仮名化については各社様それぞれが似たようなフローで同じことを行っているものと想定されますので、判決文の公共財として価値からすれば、オープンデータ化の実現によってそのようなフローにかかっているコストがまさに「社会的なコスト」として位置付けられますし、当社だけでなく社会全体の効率化が期待できるものと当社では考えています。

（参考2）料金を指定法人の業務規程で定める例

指定法人の提供するサービスの対価について法令ではなく指定法人の業務規程に定め、所管省庁の認可を受けなければならないこととしている例として

- ・ 登記情報サービスを提供する指定法人（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律）
  - ・ 電話リレーサービス提供機関（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律）
  - ・ 信用情報提供等業務を行う指定信用情報機関（貸金業法）
- 等がある。

（参照条文）

- 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）

（業務規程）

第五条 指定法人は、登記情報提供業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程には、登記情報提供業務の実施方法、登記情報提供業務に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかななければならない。

3 （略）

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）

（電話リレーサービス提供業務規程）

第十条 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他の総務省令で定める事項に関する規程（以下この節において「電話リレーサービス提供業務規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 （略）

- 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）

（業務規程の認可）

第四十一条の二十 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～四 (略)

五 料金に関する事項

六～十 (略)

2～4 (略)

6問 法務省は、どのような手続を経て指定法人の指定を行うのか、指定に当たり、仮名処理の作業の在り方についても細かく把握するのか、また、法人の技術レベルや人材、予算管理も把握の対象に含まれるか、法務当局に問う。

〔指定法人の指定手続〕

- 指定法人の選定は、公募による予定であるが、その手続の詳細については、候補となる法人の適格性や業務執行能力を総合的かつ的確に評価できるよう、適切な方式を検討してまいりたい。

〔指定に当たって把握する事情〕

- 本法律案においては、指定に当たり、「民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」という要件を設けている。
- (先ほど述べたとおり) 公募の方式については今後検討することとなるが、この要件の判断に当たり、指定を受けようとする法人が
- ・ 仮名処理を行うためにどのような人的・物的体制の整備を予定しているか
  - ・ 業務に係る収支予算についてどのような計画をしているかなどの事項について適切に把握できるよう、検討してまいりたい。

(参考1) 「入札」としない理由

一般に「入札」に当たっては価格が考慮要素となるところ、本法案における民事裁判情報管理提供業務は法務省が指定法人に委託するものではなく、また、当該業務に対する対価の支払も想定していないことから、

「入札」とせず、「公募」とする。

(参考2) 指定の基準の公開について

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）においては、「指定、登録等の基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）、指定、登録等を受けた法人に係る事項（法人等の名称、指定等の時期、法人の連絡先、指定の理由等）をインターネットで公開する。」

(参考3) 複数の申請があった場合における評価項目の記載例（電話リレーサービス提供機関の指定申請要領）

「申請要件を満たしている者が複数者いる場合は、次の評価項目を踏まえて申請内容を審査し、より条件を満たす1者を電話リレーサービス提供機関として指定する。」として、9つの項目が基本方針との対応関係を明示しつつ列挙されている（①緊急通報への対応（基本方針三1③関係）、②常時双方に利用可能であること（基本方針三1④関係）、③情報セキュリティの確保（基本方針三1⑥関係）…⑨電話リレーサービスに係る業務の委託（基本方針三3③関係））。

(参考4) 本法案第5条第1項の指定を受けられる法人

一般社団法人・一般財団法人のほか、公益社団法人・公益財団法人、特定非営利法人（いわゆるNPO法人）等が想定される。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基

礎及び技術的能力を有するものであること。

二～五 (略)

2～5 (略)

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

円 より子 議員(国民)

7問 指定法人から委託を受けた法人において情報漏洩のリスクがあると考えられるが、委託先の作業工程も法務省が把握するのか、法務大臣に問う。

- 本制度では、指定法人が行う<sup>かめい</sup>仮名処理について、AI技術を活用して機械的な処理を行いつつ、人手による確認作業を行うことを想定しているが、こうした確認の作業等をよりの確かつ効率的に実施するため第三者に業務委託をする必要があり得ることから、業務の一部委託を認める規定を設けている。
- (一方、) 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報<sup>とう</sup>等の漏えい、滅失又は<sup>きそん</sup>毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程の記載事項とし、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、指定法人は、委託先及び再委託先における取扱いを含めて、その安全管理を確保すべき義務を負う。



- したがって、指定法人が民事裁判情報管理提供業務の一部を委託し又は再委託に同意するに当たっては、指定法人において、それらの委託先等を適切に監督することにより、情報セキュリティを確保することが求められる。
  
- 加えて、本法律案では、業務の一部の委託又は再委託に当たり、指定法人が、法務省令の定めるところにより、法務大臣の承認を受けなければならないこととしている。
  
- 委託に係る承認の手続の在り方は、今後法務省令で定めることとなるが、法務省としては、（業務委託によって、民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を適格性のある法人が行うこととする本法律案の趣旨を損なうことのないよう、）情報セキュリティの適切な確保の観点にも十分留意しつつ、委託される作業の内容の適切な把握に努めるとともに、委託の承認の可否について適切に判断してまいりたい。

（参考1）委託先における目的外使用の禁止

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定（第12条）の趣旨

は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先（再委託先を含む。）にも準用することとしている。

## （参考2）承認の手続の詳細

承認を得るために必要な提出書類等については法務省令で定めることとなり、この書類をもって作業工程につきどの程度詳細な報告を求めるかは今後検討する予定。

## （参照条文）

### ○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

#### （業務規程）

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 （略）

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

1 問 法人の名称や所在地は仮名処理の対象となるのか、それは法人の規模によって取扱いが異なるか、また、個人事業主の屋号の取扱いはどうなるのか、法務当局に問う。

- 本法律案では、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）の議論を参考にしつつ、仮名処理の対象とすべき情報を検討し、規模の大小を問わず法人の名称や所在地については一律の仮名処理の対象とはしないこととしている。
- 有識者検討会においては、保護しようとする権利利益の性質に照らして仮名処理によって保護を図るのが相当かという観点から議論が行われ、法人については、
  - ・ プライバシーが観念できず、民事裁判情報の利用の態様によって侵害され得る名誉や信用については不法行為責任の追及等による回復が可能である
  - ・ 近時、企業経営における説明責任の社会的要請が高まっていることを踏まえると、規模の大小を問わず法人が説明責任を尽くすことによって不利益が回避されるべきであるとされた。
- また、（個人事業主についてはその氏名及び住所について仮名処理の対象とするのが相当とされた一方で、）「屋号」については、一般的に、営業の主体を示すものであり、これを明らかにしても直ちに個人の特定に結び付くとは限らず、一律に仮名処理の対象とする必要はないものと考えられる。
- このように、法人等の名称や所在地については、一律の仮名処理の対象とはしていないところであるが、個別の事情に応じて必要な限度で追加の仮名処理の対象とはなり得るものである。

り、法務省としては、本制度の運用によって被害が生じることのないよう、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 民事判決情報データベース化検討会における法人の名称に関する議論 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・2(5) [24~26ページ]))

ア 現状において、法人の名称や所在地は、裁判所ウェブサイトへの掲載に当たって、原則として仮名処理が実施されていないものの、判例データベース事業者においては、仮名処理をしている例も散見される。

そこで、前記(2)の視点から、法人の名称や所在地について仮名処理を要するか否かを検討すると、法人については正当に保護されるべき権利利益としてプライバシーを観念することはできず、名誉や信用が観念されるにとどまる。もつとも、名誉や信用については、プライバシーとは異なり、収録された民事裁判情報が利用者に提供されただけで直ちに侵害されることは想定し難く、その後の利用のされ方によってこれらの権利利益が侵害されることがあり得る にすぎない。また、こうした名誉や信用は、プライバシーとは異なり、不法行為責任の追及等による一定の回復が見込まれる場合も多いことなどから、仮名処理まで実施する必要はないと考えられる。

イ 本検討会においては、正当に保護されるべき権利利益といえるかどうかはともかく、民事裁判情報の提供により、いわゆるレピュテーションリスクが生じたり、法人に対する様々なアクセスが増えたりすることを懸念する指摘があった。もつとも、こうした事態に対応するためのコストは、特に大企業にとっては、公益性の向上に伴う必要なコストとして捉えられるのではないかとの意見があった。

(中略・注：中小企業について) 近時、企業経営における説明責任の社会的要請が高まっていることを踏まえると、レピュテーションの維持は、法人の名称等を仮名化することによってではなく、適切な説明を尽くすことによって実現することが望

まれるのではないかとの意見もあったところであり、こうした意見を踏まえれば、経営基盤がぜい弱であることやリソースが十分でないことから事後的な救済による損害の回復が困難になる場合もあるというだけでは、法人の名称等を仮名化することの正当化根拠としては十分ではないと考えられる。

仮にこうした中小企業の利益に対する何等かの配慮が必要になるとしても、上記のような懸念すべき事態が生じるのは、民事裁判情報の利用のされ方に問題があるためであり、その解決は、法人の名称等に対する仮名処理によってではなく、情報管理機関と利用者との間の提供契約における規律や利用者のリテラシーを底上げしていく取組を通じて利活用の適正化を図ることによって実現されるべきである。

(参考2) 下級裁判所判例速報における仮名処理基準等の概要

- 裁判所ウェブサイトにおいては、掲載する民事裁判情報に含まれる個人名、個人の住所等の地名のうち市、郡、東京都の特別区より小さな行政区画、地番等について、仮名処理を実施している。
- ただし、実名等で表記しないと判決情報の価値がなくなるような場合又はプライバシー保護の観点からは仮名処理の必要性が乏しい場合には、実名で記載するかどうかを個別に検討することとしている。
- これに対し、法人その他の団体名は、当事者である場合も含め、原則として実名とし、例外的に
  - ・ 法人名を公開することで個人を推知又は特定できる場合
  - ・ 裁判体が事件内容を総合的に考慮して仮名処理が必要と判断した場合には、法人その他の団体名についても仮名処理の対象としている。

(参考3) 法人の名称に個人の氏名が含まれる場合や「屋号」に関する民事判決情報データベース化検討会報告書の記載 (第5・2(5)ウ・エ [25～26ページ])

ウ 法人の名称に個人の氏名が用いられている場合、法人の権利利益ではなく、当該個人のプライバシーが問題となり得る。もっとも、個人の氏名らしき用語が用いられていたとしても、それが真に個人の氏名なのかどうかといったことは、当該個人やその関係者の関与なくして第三者において適切に判断することが困難な事柄である。この点においても、一般的には、当該個人が法人の名称に自己の氏名等を使用することを許諾していると考えられることから、当該個人との関係でプライバシーの侵害が問題になることはないとも考えられる。そうすると、当該情報について仮名処理をすることによる保護を必要とするか否かに関する判断は、前記(4)の情報と同様、関係者の申出に応じた事後的な対応の中で行われるのが適切である。

エ 以上のことを踏まえ、法人の名称や所在地については、事業の規模を問わず、一律に仮名処理を不要とすべきである。なお、前記(2)の視点に立って検討すれば、権利能力なき社団や組合についても、その名称や所在地について仮名処理をする必要はないと考えられる。また、個人事業主については、プライバシー等を保護する観点からその氏名及び住所について前記(1)アのとおり仮名処理を実施すべきであるが、いわゆること名を用いて「甲野商店こと甲野太郎」といった表記が行われた場合において、屋号を示す「甲野商店」については、仮名処理を実施する必要はないと考えられる。

(参考4) 「屋号」の意義に関する国会答弁（平成15年7月22日参・法務委員会における政府参考人答弁）

○政府参考人（房村精一君） 一般的に申し上げれば、屋号というのは多分営業の主体であることを示す表示ということですので ございますから、屋号を使っている場合には営業主体だということ が言えようかとは思いますが、先ほどから申し上げております ように、この雇用関係というのは、あくまでそういう形式ではなくて実質でございますので、正に指揮命令関係であるとか、あるいは報酬の定め方であるとか、そういったものを総合して雇用関係が認められる場合であれば、屋号を用いている場合で

あってもこの先取特権の保護の対象になるということとは言えようかと思えます。

(参考5) 利用者のリテラシーを底上げしていく取組

民事判決情報データベース化検討会においては、判決の正しい理解や読み方について社会全体の理解を底上げする情報発信の取組や、情報管理機関の一次的な利用者から二次的な利用者に対して提供するに際しても、不適切な利用が行われないような啓発の取組に努めることの重要性等が指摘された。

2問 民事裁判情報の誤記載や仮名処理漏れなど、誤りが判明した場合の対応方法について、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定法人の業務規程に、仮名処理の加工の方法に加え、苦情の処理に関する事項を定め、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、仮名処理に漏れがあった場合は、指定法人が自主的にこれを修正し、あるいは、苦情処理の一環として、訂正の申出を受けて必要な処理を行うことを想定している。

- 損害賠償に関しては、当該事案の具体的な事情によることから、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、民法第709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定めており、仮名処理に漏れがあった場合の損害賠償責任については、このような関係法令の規定に従い、個別の事情を踏まえて判断されるものと考えている。

- 法務省としては、指定法人による業務の遂行状況を注視し、必要に応じて監督命令を行うなど、適切に対応してまいりたい。

(参考) 仮名処理の誤り等に起因する指定法人の責任について (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・6(2)イ脚注24 [46ページ]))

なお、情報管理機関の安定的な事業運営を確保するという観点から、本検討会においては仮名処理の誤り等に起因する情報管理機関やその従業員の不法行為責任を免責すべきではないかという点についても検討が

行われたが、情報管理機関が所定の手順に従って業務を遂行している限り責任を負う場面は余り想定されず、反対に、およそ所定の手順に従って業務を遂行しているとはいえない場合についてまで情報管理機関やその役職員の不法行為責任を否定する理由は見出し難い旨の意見があり、議論の結果、不法行為責任の免責等の特則を設けることまでの必要はないという点について意見が一致した。

(参照条文)

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

令和7年4月25日(金)  
大森 江里子 議員(公明)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

3問 訴訟関係者から追加の仮名処理の申し出があることも想定されるところ、仮名処理の基準を明確に公表し、訴訟関係者自身が仮名処理の対象になる部分を先に把握できるようにし、また、指定法人が民事裁判情報を受領してから一次利用者に提供するまでの間に一定の猶予期間を設け、事前の申し出を可能とする必要があるのではないか、法務当局に問う。

- 委員御指摘のとおり、仮名処理基準の公表に関し、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においては、追加的な仮名処理の申出の参考となるよう、第一次的な仮名処理の基準をあらかじめ公表するなどの必要性が指摘された。
- また、有識者検討会では、指定法人が民事裁判情報を提供した後に、当該民事裁判情報に係る電子判決書等について閲覧等制限決定が行われる事態をできる限り回避するため、判決言渡し等が行われた後、指定法人が民事裁判情報を取得するまでの間に一定の期間を設けるなどの運用が期待されると指摘されたところ。
- 法務省としては、訴訟関係者にできる限り負担なく、適切な時期に申出をしていただけるよう、指定法人における運用の方針等も踏まえつつ、監督権限を通じて適切に対応してまいりたい。

(参考1) 追加的な仮名処理の申出

申出は、仮名処理を希望する情報を特定して行うことを想定しており、指定法人が利用者に提供する前においても認める予定。

(参考2) 民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・5(3))[4

4 ページ] )

(3) 事後的な措置を行うために必要となる体制の整備等について

ア・イ (略)

ウ また、本検討会においては、情報管理機関は、第一次的な処理の基準をあらかじめ公表するとともに、事後的な措置について、情報管理機関のウェブサイト上で申出ができるようにした上で、対応状況に関するデータを収集・蓄積することとすれば、運用の在り方の検討や監督に資するのではないかとの意見があった。

(参考3) 民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・1(2)[15頁])

なお、情報管理機関が既に取得した民事裁判情報に係る電子裁判書について閲覧等制限決定を求める申立てが行われる場合も想定し得るところ、このような場合、当該申立てが行われると暫定的に訴訟記録の閲覧等が制限されること(改正民事訴訟法第92条第2項)から、情報管理機関は、申立てがあったことを知ったときは、決定があるまでの間、当該民事裁判情報の提供を一時的に停止するとともに、提供済みの一次的な利用者に対して注意喚起をし、その間に当該決定の内容に応じて、追加的な処理を実施することが考えられる。また、制度の運用に当たっては、判決言渡しや決定の告知が行われた後、情報管理機関が民事裁判情報を取得するまでの間に一定の期間を設け、情報取得後に閲覧等制限決定の申立てが行われる事案をできるだけ少なくするとともに、申立人又は裁判所において、閲覧等制限決定を求める申立てがあった時点で速やかに情報管理機関にその旨の情報提供を行うなど、必要な措置が講じられることが期待される。

(参照条文)

○ 民事訴訟法

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3～8 （略）

#### ○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

（情報提供の求め等）

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録（民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 （略）

令和7年4月25日(金)  
大森 江里子 議員(公明)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

4問 多数の民事裁判情報が提供されることとなれば、これらを学習素材としてAIの研究開発をすることも可能になると考えられるが、本制度を利用したAIの研究開発・活用事例としてどのようなものが考えられるか、法務当局に問う。

- 有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)のヒアリングでは、AIを活用して効率的に判例検索を行うシステムが民間のサービスとして提供されている海外の例が紹介された。
- 我が国においても、判例データベース事業者と連携し、効率的に判例を検索するサービスが提供され始めており、例えば、指定法人のデータベースを利用し、民事裁判情報を学習素材として活用することにより、同様のサービスの更なる発展が期待される。

(参考1) 紹介された海外の例

民事判決情報データベース化検討会における有識者ヒアリングにおいて、次のような見解が示された。

- 民事判決情報データベース化検討会第2回会議(令和4年11月16日実施)議事録

(中略) アメリカのいわゆる Westlaw さんですとか LexisNexis さんの検索サービスを使わせていただいています。近年これら自体が AI を使って飛躍的に発展しているところではあるのですが、現状では AI 技術を用いて、例えば、何か用語を入れるとそれと類似の事件が一瞬で出てくる、そこから地域ですとか、それこそ先ほどお話がありました代理人の有無をすぐに検索することができる。それだけではなくて、特定の事件を選んだ場合に、法令情報や関連文献への紐付けがほぼ瞬時にできるようになっています。これによって、法令の検索や事件情報の検索

の効率は飛躍的に向上していますし、これが日本で可能になるのであれば、間違いなく日本の研究環境も飛躍的に向上すると思っています。(後略)

(参考2) 現状におけるAIの活用例 (令和6年2月22日午後5時37分 日本経済新聞電子版)

人工知能 (AI) を活用した法務調査サービスを運営するリーガルスケープ (東京・文京) は、生成 AI を使って簡単に判例を検索できる機能の提供を始める。法律系出版社の第一法規 (東京・港) の判例検索サービスと連携し、質問に応じて AI が判決のポイントや重要度を判定し、要旨などを示す。判例検索の利用層拡大などを狙う。

第一法規の判例検索サービス「D1-Law.com」のデータベース上の判決文のほか、専門家による判決要旨や意義の解説といった同社独自の付随情報をもとに、判例を効率的に検索できる機能を開発した。特定の論点が争われた裁判を知りたいなどと質問を入力すると、関連性や重要度によって優先順位をつけた上で判例の要旨などを表示するほか、リーガルスケープが所蔵する法律書籍の関連する記述などもあわせて参照できる。

新機能の提供は2月26日から始める。3カ月間は試行期間として、登録すれば無料で利用できる。

判例は法務調査では重要な情報だが、数も多く内容も難解なため一般の法務担当者などが適切に探すのは難しい。このため既存の判例検索サービスは弁護士の利用が大半を占めているという。「第一法規の判例データベースは法律の条文などに沿って体系だって整理されているため AI による参照に適している。生成 AI を備えることで判例検索のハードルを下げ、判例情報を利用できる人の裾野を広げたい」 (八木田樹・最高経営責任者) という。

リーガルスケープは23年秋に独自技術と生成 AI を組み合わせ、法務相談の質問に対して所蔵文献などの根拠を示したうえで素早く回答する機能を搭載した。この機能の導入以降、大手企業中心に150社以上の新規利用につながったという。

5問 指定法人が民事裁判情報を提供する際の提供料金はどれくらいになると想定しているか、法務当局に問う。

- 指定法人がデータベースの整備・運用に要する費用については、指定法人の業務開始後、利用者から収受する料金によって回収することを見込んでおり、民事裁判情報の提供料金は、そうした費用や利用者数の見込み等を勘案して指定法人が定めることになる。
- 指定法人による仮名処理に必要なとなる費用について、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)におけるヒアリングでは、
  - ・ システム開発費用に1億5000万円程度
  - ・ いわゆるランニングコストとして人件費に年間4400万円程度を要するとの試算が示されている。
- 仮に、仮名処理費用の試算をベースとして、指定法人がシステム開発費用を始めとする初期費用を5年程度で回収しようとした場合、ランニングコストと併せて年間1億円程度の費用を要することになることから、料金は、この費用を利用者数で按分して賄えるように設定されることが想定され、より多くの者に利用されれば、より低廉な金額になることが見込まれる。
- 本法律案においては、指定法人が一次的な利用者に民事裁判情報を提供するための料金に関する事項を業務規程の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することとしており、法務省としては、利用料金が不当に高額にならないよう、業務規程

の認可を適切に行ってまいりたい。

(参考1) システム開発コストの試算 (民事判決情報データベース化検討会第5回会議 (令和5年2月22日実施) 議事録)

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですけれども、技術的・体制的には数日で可能というふうに考えられているところですが、ただ、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出していただいているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかと見積もっています。

(参考2) ランニングコスト (人件費) の試算の根拠

日弁連法務研究財団において実施した実証実験において、AIを用いた仮名処理について人によるチェック及びダブルチェックを行ったところ、1件当たりの作業時間は十数分程度、年間約20万件を処理するのに15.2名の体制が必要とされ、これを踏まえて作業員の時給を1500円、一日の作業時間を8時間、年間の営業日を240日として、約4400万円と試算された ( $1500 \times 8 \times 15.2 \times 240 = 43,776,000$ )。

(参考3) 日弁連法務研究財団の実証実験結果 (民事判決情報データベース化検討会第5回会議 (令和5年2月22日実施) 議事録)

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですけれども、技術的・体制的には数日で可能というふうに考えられているところですが、ただ、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出していただいているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかと見積もっています。

(中略) この実験では、自動仮名化処理システムというものによって施

された仮名処理を、人手で修正するのにかかる時間というものを検証しております。(中略)この実証実験の作業では、2人の担当者の方に修正作業とダブルチェック作業というものを行ってもらうことにしました。

(中略)実証実験の結果と概要になります。文字数を考慮して修正した結果になりますが、かかった時間について見ますと、シナリオ1の全文確認修正では約13分かかっておりました。シナリオ2の機械出力のみの修正では約4分という結果になっております。ヒアリングの結果、現状では平均的に1件30から60分程度かかっているというところが、大きく効率化されていたということが分かりました。

最後の13ページ目です。ダブルチェックを前提として1件当たりの作業時間は十数分ということになりますので、欠席判決を含む約20万件を、毎日更新をする場合の人手での修正には、16人程度の体制が必要となるのではないかと考えられます。年間のコストは約4,400万円かかるのではないかと見積もられております。資料の最後の方には実証実験に参加した方の参考の御意見が記載されています。簡単ですが私私の発表は以上となります。ありがとうございました。

(参考4) ヒアリングにおける判例データベース事業者の意見(民事判決情報データベース化検討会第2回会議(令和4年11月16日実施)議事録抜粋)

続きまして、データベース化の必要性についてお話をさせていただきます。オープンデータ化が実現すれば、本文データ化までのフローだけではなく、以上申し上げたような仮名処理後の要望対応も含めて、かなりの部分が業務フローとしては無くなっていくものと想定しております。オープンデータを弊社として有償で利用することになったとしても、年間約1万件から登録件数が約20万件へと飛躍的に伸びることとなるため、データベースの価値は上がります。一方で、かなりの部分が業務フローとしては無くなりますので弊社としてはコストが下がるということになると考えています。また、このようなデータ化、仮名化については各社様それぞれが似たようなフローで同じことを行っているものと想定されますので、判決文の公共財として価値からすれば、オープンデータ化の実現によってそのようなフローにかかっているコストがまさに「社会的なコスト」として位

置付けられますし、当社だけでなく社会全体の効率化が期待できるものと当社では考えています。

(参考5) 料金を指定法人の業務規程で定める例

指定法人の提供するサービスの対価について法令ではなく指定法人の業務規程に定め、所管省庁の認可を受けなければならないこととしている例として

- ・ 登記情報サービスを提供する指定法人（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律）
- ・ 電話リレーサービス提供機関（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律）
- ・ 信用情報提供等業務を行う指定信用情報機関（貸金業法）

等がある。

(参照条文)

- 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）

(業務規程)

第五条 指定法人は、登記情報提供業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程には、登記情報提供業務の実施方法、登記情報提供業務に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかなければならない。

- 3 (略)

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）

(電話リレーサービス提供業務規程)

第十条 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他の総務省令で定める事項に関する規程（以下この節において「電話リレーサービス提供業務規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これ

を変更しようとするときも、同様とする。

2～4 (略)

○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）

（業務規程の認可）

第四十一条の二十 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～四 (略)

五 料金に関する事項

六～十 (略)

2～4 (略)

6問 指定法人におけるデータの保管期間はどれくらいか、また、保管期間が長期になる場合は保管費用が高額になるのではないか、法務当局に問う。

○ 指定法人が保管するデータのうち、仮名処理前の民事裁判情報は、訴訟関係者の氏名や住所等仮名処理前の情報を含むものであり、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)では、利用の必要がなくなったときは遅滞なく削除すべきとも指摘されているが、その保管期間については、

- ・ 仮名処理の訂正等のために引き続き利用する必要性
- ・ 必要な安全管理措置を講じつつ保管するコスト

等を考慮して、今後、指定法人において検討されることとなる。

○ (これに対し、)仮名処理後の民事裁判情報は、基幹となるデータベースを構成するものとして、できる限り長期間保管され、利用者の用に供されるのが望ましいと考えられるが、有識者検討会では、保管に要する費用等の観点から一定の限度があるのもやむを得ないとの指摘もあった。

○ こうした民事裁判情報の具体的な保管期間については、まずは指定法人において検討されるべき事項であり、一概にお答えすることは困難であるが、法務省としては、本制度の趣旨を踏まえつつ、基幹データベースが安定的に広く利用者の用に供されるよう、状況に応じて必要な対応をしてまいりたい。

○ また、民事裁判情報を長期にわたり保管する費用は、提供料金に転嫁されることが想定されるが、本法律案においては、提供料金が不当に高額になることがないよう、料金に関する事項

を業務規程の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することとしており、法務省としては、利用者のニーズや保管に要する費用等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 仮名処理前の民事裁判情報の取扱いについて (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・5(7)ア・イ [39~40ページ])

(7) 仮名処理前後の民事裁判情報の消去について

ア 仮名処理前の民事裁判情報には個人の氏名や住所等が記録されており、訴訟関係者の権利利益に配慮して漏えい等を防止するという観点からは、できる限り速やかに、かつ、確実に消去されるのが望ましい。

もともと、本検討会においては、民事裁判情報の公共財としての側面に着目し、仮名処理前の民事裁判情報についても、どこかの機関において適切に管理・保存されるべきであるという意見があった。しかしながら、このような観点からは、裁判書自体が裁判所において民事裁判記録の一部として保管され、保存期間経過後は順次国立公文書館に移管されることから、仮名処理前の民事裁判情報について、情報管理機関やその他の機関において重複して保管する必要はないと考えられる。

そこで、情報管理機関は、仮名処理前の民事裁判情報について、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく削除すべきである。

イ 仮名処理前の民事裁判情報の具体的な保管期間については、利用の必要性等を勘案して定められるべきものであるが、本検討会においては、情報管理機関から提供された情報を利用者が入手して仮名処理の誤り等に気付いて是正の申出をするのに通常要すると想定される期間を踏まえて利用者への提供から1年程度とする意見があったほか、いわゆる改め文方式で作成された控訴審判決について、仮に情報管理機関が原審判決に溶け込ませるよう加工して提供を実施することになった場合には、こうした加工に要する期間を勘案する必要があり、1年程度の保管期間では足りないのではないかとの意見があった。

ウ これに対して、仮名処理後の民事裁判情報については、利用者の様々なニーズを想定し、網羅的に民事裁判情報を収集し、偏りのないデータを集積するという基幹データベースの役割に照らして、数年の単位にとどまら

ず、できるだけ長く保管するのが望ましいと考えられ、原則として消去せずに保管をすべきである。もっとも、適切な形で保管するには相応の費用等を要することから、健全な運営を図る観点から一定の限度があることはやむを得ないと考えられる。将来消去の要否を検討するに当たっては、技術の進歩等により、より低廉な価格で多くの民事裁判情報を保管することが可能になることも十分に想定されることから、その時々技術水準を踏まえ、基幹データベースの役割が十分に発揮されるような保管機関を検討することが望まれる。

(参考2) 仮名処理後の民事裁判情報の保管期間について (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・5(7)ウ [40ページ])

これ (引用注: 仮名処理前の民事裁判情報) に対して、仮名処理後の民事裁判情報については、利用者の様々なニーズを想定し、網羅的に民事裁判情報を収集し、偏りのないデータを集積するという基幹データベースの役割に照らして、数年の単位にとどまらず、できるだけ長く保管するのが望ましいと考えられ、原則として消去せずに保管をすべきである。もっとも、適切な形で保管するには相応の費用等を要することから、健全な運営を図る観点から一定の限度があることはやむを得ないと考えられる。将来消去の要否を検討するに当たっては、技術の進歩等により、より低廉な価格で多くの民事裁判情報を保管することが可能になることも十分に想定されることから、その時々技術水準を踏まえ、基幹データベースの役割が十分に発揮されるような保管期間を検討することが望まれる。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 保有民事裁判情報 第五条第二項に規定する指定法人が第七条第一項の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であって、当該指定法人が保有しているものをいう。

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人（当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められるものとして法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。）の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部を削除する措置（当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 （略）

2 （略）

（業務）

第六条 指定法人は、この法律及び第八条第一項に規定する業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 （略）

三 保有民事裁判情報、第二条第一項第三号に規定する措置によって保有民事裁判情報から削除した情報（第二十条において「削除情報」という。）、第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報（以下「保有民事裁判情報等」という。）を管理すること。

四 （略）

2 （略）

（業務規程）

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 （略）

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四～六 (略)

- 3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

7問 法務省において指定法人の収支状況を確認するのか、また、確認する場合はどのように行うのか、法務当局に問う。

- 本法律案第9条においては、指定法人に、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、法務大臣の認可を受けることを義務付けるとともに、
  - ・ 事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後、法務大臣に提出することを義務付けている。
- 法務省においては、この規定等に基づき、指定法人の収支状況を確認することとなる。

(参考) 第9条以外の規定

収支に関連するものとして、第8条において民事裁判情報の提供料金に関する事項を業務規程の記載事項として法務大臣の認可を受けなければならないものとしているほか、報告徴求権(第17条第1項)により、貸借対照表、損益計算書等を提出させることも考えられる。なお、帳簿(第15条)の記載事項は今後検討することとなる。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第五条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 (略)

(帳簿の備付け等)

第十五条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十七条第一項及び第二十一条第一項第二号において同じ。）を備え付け、民事裁判情報管理提供業務に関する事項で法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

(報告及び検査)

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (略)

令和7年4月25日(金)  
大森 江里子 議員(公明)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

8問 本制度の創設に関する日本弁護士連合会の意見書においては、本法案では対象外とされている非訟事件手続等についても、データベース化するべく検討をする必要があると指摘されているが、法務当局の見解を問う。

- 本法律案においては、指定法人の基幹データベースに収録される対象を、令和4年の民事訴訟法等の改正により作成されることとなる民事・行政事件訴訟手続の電子判決書等としている。
- これに対して、民事執行事件や非訟事件等については、令和5年の法改正によって裁判書が電磁的記録として作成されることとなるものの、その施行日は、公布の日(令和5年6月14日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。
- また、非訟事件の手続は非公開とされ、記録の閲覧についても民事訴訟事件等とは異なる規律が設けられているなど、本法律案において対象としている民事・行政事件訴訟手続における電子判決書等とは異なる考慮が必要になると考えられる。
- したがって、御指摘の非訟事件手続等における電子裁判書を指定法人のデータベースに収録することについては、そのニーズや手続の性質等を踏まえて検討をする必要があると考えられる。

(参考1) 令和5年の法改正によって電子化される裁判書

民事執行法、民事調停法、民事保全法、人事訴訟法、労働審判法、破産法、非訟事件手続法、家事事件手続法等が適用される各手続における裁判書が電子化される。これらの手続は非公開の手続であることなど(人事訴

訟手続は対審が原則として公開法廷で行われるものの、訴訟記録の閲覧の規律は民事訴訟と異なっている。) から、裁判書のデータベース化に当たっては、ニーズや手続の性質を踏まえた検討が必要になる。

(参考2) 民事判決情報データベース化検討会における検討の対象 (民事判決情報データベース化検討会報告書第5・1(3)エ [17ページ])

エ なお、本検討会における検討の対象は、前記第1・1(2)のとおりであり、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の促進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第53号)によりデジタル化が図られる、民事執行手続、民事保全手続、非訟事件手続等における決定は、検討の対象外である。これらの手続は非公開の手続であることなどから、本検討会における検討の対象とはその性質を大きく異にしており、手続関係者の権利利益を保護するなどの観点から別途の検討が必要である。本検討会では、これらの手続における決定のうち裁判所の政策的判断が法規範性を有する可能性があるもの(例えば、株式の価格の決定を求める申立てに対する決定等)や紛争を終局的に解決する可能性があるもの(例えば、新株等発行差止めの仮処分申立てに対する決定等)について、基幹データベースに収録する必要性が高いとの指摘があったが、他方で、これらの手続における決定及び命令について全件公開することとした場合に当事者の手続追行に与える萎縮効果等を懸念する意見もあった。また、非訟事件における決定及び命令について公開の是非を一律に論じるのは適切でなく、事件類型ごとに非公開とすべき要請の有無及び程度を検討すべきとの意見もあった。

(参照条文)

- 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)  
(訴訟記録の閲覧等)

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。

- 2 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。

3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

4・5 (略)

○ 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）  
（記録の閲覧等）

第三十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（第百十二条において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2～9 (略)

○ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）  
（記録の閲覧等）

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2 前項の規定は、家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 家庭裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあったときは、これを許可しなければならない。

4 家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。事件の性

質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することを不相当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。

5 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6～10 (略)

○ 人事訴訟法 (平成十五年法律第九号)

(事実調査部分の閲覧等)

第三十五条 訴訟記録中事実の調査に係る部分 (以下この条において「事実調査部分」という。) についての民事訴訟法第九十一条第一項、第三項又は第四項の規定による閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製 (以下この条において「閲覧等」という。) の請求は、裁判所が次項又は第三項の規定により許可したときに限り、することができる。

2 裁判所は、当事者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、その閲覧等を許可しなければならない。ただし、当該事実調査部分中閲覧等を行うことにより次に掲げるおそれがあると認められる部分については、相当と認めるときに限り、その閲覧等を許可することができる。

一 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子の利益を害するおそれ

二 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれ

三 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれ

3 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。

4～8 (略)

(対<sup>大臣</sup>・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金)衆・法務委

大森 江里子 議員(公明)

9問 本制度に基づき、民事裁判情報のより積極的な活用が行われると、法律の専門家以外の方にとっても裁判がより身近になると考えられ、裁判によらない紛争解決も促進されると考えられるが、法務大臣の所見を問う。

- 本制度では、指定法人から幅広い民事裁判情報の提供を受けた一次的な利用者が、様々な価値を付加して製品やサービスを開発し、それが二次的な利用者に提供されて活用されることにより、より高度の法的サービスの提供等につながることが期待される。
- 御指摘の、裁判外の紛争解決手続、いわゆる<sup>エーディー</sup>ADR<sup>アール</sup>に関する<sup>オーディーアール</sup>例え、その手続をオンライン上で行うODRにおいて、民事裁判情報が紛争解決の指針として活用され、AIの機械学習の素材に用いられることで、高度なAIの研究開発が可能となり、ODRの利便性が高まることが考えられる。
- このように、本制度により民事裁判情報の活用が



進むことで、ODRを始めとする裁判によらない紛争解決についても促進されることを期待している。

(参考1) ODRとは

ODR (Online Dispute Resolution の略) は、デジタル技術を活用して調停等の紛争解決手続 (ADR : Alternative Dispute Resolution) をオンライン上で実施するもの。広い意味では調停等の段階はもちろん、それに先立つ検討・相談・当事者間交渉の各段階を含めてデジタル化することを指す。

(参考2) 令和2年3月「ODR活性化に向けた取りまとめ」(内閣官房・ODR活性化検討会)

調停段階のほか、検討・相談・当事者間交渉の各段階における将来のAI活用について議論がなされており、①検討段階では、AI技術を活用した先例分析を行うことで解決の選択肢、解決水準、解決可能性等の情報提供を行うこと、②相談・交渉・ADRの各段階においては、AIによる個別事案の分析、診断、妥当な解決案の提示等を行う専門家等の判断を支援するAIツールを活用し、相談員・調停人のサポート、当事者間の交渉の支援等を行うことなどが考えられるとされている。

また、AI技術を活用するためには、その前提として、AIによるデータ分析の対象となるデータ(ビッグデータ)を

大量に集積していくことが必要であり、データとして、まずは民事紛争の終局的な解決手段である民事訴訟の判決データが考えられると指摘されている。

(参考3) 令和4年3月「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン」(法務省・ODR推進検討会)

ODRにおけるAI技術の活用に向けた基盤整備として、データベースの整備の必要性が指摘され、法務省において民事判決情報のデータベース化の検討を進めることとされている。

【責任者：司法法制部司法法制課 早瀬課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成

令和7年4月25日(金)衆・法務委

本村 伸子 議員(共産)

1問 なぜ、民事裁判情報の加工、提供、管理を、国の事業として行わず、民間の法人に行わせるのか、法務大臣に問う。

○ 本制度におけるデータベースの整備・運用を行うには、時宜<sup>じぎ</sup>にかなったデジタル技術を用いるなどして適正かつ効率的な業務運営を図る必要があるところ、これまで民事裁判情報の提供に大きな役割を果たしてきた民間において、相応の知見が蓄積され、技術開発も進められていることから、このような民間の知見・技術を十分に活用することが必要かつ相当と考えられる。

○ これに対して、国が民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を行うこととした場合、

- ・ 所要の体制を整備するための相当のコストを要する上、知見や技術も必要であり、また
- ・ 私人間の紛争の解決に係る民事裁判情報を行政機関が網羅的に収集・管理すること等への懸念も招きかねない。



- これらに鑑み、本法律案においては、有識者検討会の報告書も踏まえて、基幹データベースの整備・運用を、国ではなく、法務大臣の監督する民間の団体に行わせることとしている。

(参考) デジタル社会の形成に当たり民間が主導的役割を担うものとされていること

デジタル社会形成基本法第9条においても、デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国等はその形成の阻害要因の解消その他の環境整備を中心に行うこととされている。

- デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）  
（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第九条 デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十九条において同じ。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な

給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】

2問 本制度では、法務大臣が指定する営利を目的としない法人が民事裁判情報を加工し、提供することとしているが、指定法人は、こうした業務以外にも様々な事業を行うことを想定しているのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定の要件として
  - ・ 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
  - ・ 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないことを定めており、これらの要件については、申請をした法人が行う他の業務の状況も踏まえて該当性の審査を行うこととなる。
  
- したがって、指定法人が他の業務を行うことそれ自体が制限されるものではないが、民事裁判情報の提供業務以外にどのような業務を行うかについては、指定の要件を備えるか否かを審査する際に考慮されることとなる。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務(以下「民事裁判情報管理提供業務」という。)を行う者として指定することができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 (略)

三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不正になるおそれがないものであること。

四・五 (略)

2～5 (略)

令和7年4月25日(金)  
本村 伸子 議員(共産)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

3問 指定法人の行う事業のうち、本制度に基づく民事裁判情報管理提供業務の部分だけ非営利として考えているのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、民事裁判情報の提供等を行う者として、営利を目的としない法人を指定することとしているが、ここに言う非営利法人とは、構成員に利益を分配することを目的としない法人を意味するものである。
- (委員御指摘の「非営利」が、法人が事業から利益を得ないという御趣旨であれば、) 非営利法人であっても、事業から収益を上げること自体がおよそ否定されるものではなく、本制度に基づく民事裁判情報の提供業務についても、利用者からの料金等によって適切な収益を上げ、仮名処理を含め、民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うための費用を賄うこととなると考えている。

(参考) 法律用語辞典における「営利」の説明(抜粋)

医療法7条6項において、「営利を目的」という文言が用いられているが、ここでいう「営利」とは、法人自体として収益をあげるだけでなく、その利益を構成員に分配することを意味するものと解され、同項の「営利を目的」とする病院等の開設に許可を与えないことができるとする規定も、病院等の経営によって収益をあげること自体を否定するものではなく、株式会社等の「営利法人」による病院等の開設を制限する趣旨であると解される。

令和7年4月25日(金)  
本村 伸子 議員(共産)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

4問 指定法人が仮名加工民事裁判情報を提供する際の値段は、どのように設定するのか、法務当局に問う。

- 利用料金は、指定法人がそのデータベースを適正かつ確実に整備・運用するための費用を賄うことができるよう、第一義的には指定法人において設定することとなるが、不当に高額な金額とならないよう、料金に関する事項を業務規程の必要的記載事項とし、法務大臣による認可の対象としている。
- 具体的には、指定法人による提供料金は、適切なシステム整備に必要な費用や仮名処理に要する人件費等を踏まえた上で、利用者数の見込み等を勘案して定められることになるが、民事裁判情報には、公共財としての側面があり、その活用を幅広く促す観点から、なるべく低廉なものとする必要があると考えている。

(参考) 料金を指定法人の業務規程で定める例

指定法人の提供するサービスの対価について法令ではなく指定法人の業務規程に定め、所管省庁の認可を受けなければならないこととしている例として

- ・ 登記情報サービスを提供する指定法人(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律)
  - ・ 電話リレーサービス提供機関(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律)
  - ・ 信用情報提供等業務を行う指定信用情報機関(貸金業法)
- 等がある。

(参照条文)

- 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二

百二十六号)

(業務規程)

第五条 指定法人は、登記情報提供業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、登記情報提供業務の実施方法、登記情報提供業務に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかななければならない。

3 (略)

○ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）

(電話リレーサービス提供業務規程)

第十条 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他の総務省令で定める事項に関する規程（以下この節において「電話リレーサービス提供業務規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 (略)

○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）

(業務規程の認可)

第四十一条の二十 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～四 (略)

五 料金に関する事項

六～十 (略)

2～4 (略)

令和7年4月25日（金）  
本村 伸子 議員（共産）

衆・法務委員会  
対法務当局（法制部）

5問 指定法人全体の事業が非営利であるべきと考えるが、法務当局の見解を問う。

- 本法律案においては、営利を目的としない法人を指定することとしていることから、指定法人が行う他の業務もまた、非営利法人としての業務となる。
- もっとも、（先ほどお答えしたとおり、）およそ指定法人がその事業により収益を上げることが許されないものではないと理解している。

（参照条文）

- 民事裁判情報の活用に関する法律案  
（指定等）

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二～五 （略）

2～5 （略）

(対<sup>大臣</sup>・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委  
本村 伸子 議員(共産)

6問 民事訴訟法の定める閲覧等制限は不十分であるとの報告もあるが、本法案で、プライバシー情報が守られるのか、法務大臣に問う。

- (裁判所における閲覧等<sup>とう</sup>制限決定の実務の在り方について、法務大臣としてコメントすることは差し控えるが、) 本制度では、訴訟関係者のプライバシー等の権利利益に配慮するため、指定法人は、
- ・ 民事訴訟法上の秘匿決定や閲覧等<sup>とう</sup>制限決定の対象となった情報については取得しない
- ことに加え、
- ・ 利用者への提供に当たっては、法務省令及び業務規程の定めるところに従い、特定の個人を識別することができる情報等に<sup>かめい</sup>仮名処理を行う
  - ・ 申出を受けて必要に応じた追加的な仮名処理を行う
- 等の仕組みを設けることとしている。
- このような仕組みの下で訴訟関係者の権利利益の保護は十分に図られるものと考えており、法務省



としては、

- ・ 法務省令を通じて適切な仮名処理の基準を定めるとともに、
- ・ 本制度の適切な周知徹底等を通じて、訴訟関係者の方ができる限り負担なく、必要な申出をすることができるよう、努めてまいりたい。

(参考) 追加的な仮名処理の申出

申出は、仮名処理を希望する情報を特定して行うことを想定しており、指定法人が利用者に提供する前においても認める予定。

(参照条文)

○ 民事訴訟法

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

- 一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会



令和7年4月25日(金)  
本村 伸子 議員(共産)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

7問 個人情報とは本人とわからないように提供することが必要だと考えるが、法務当局の見解を問う。

- 本法律案では、個人情報を含む民事裁判情報について、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするため、法務省令で定める基準に従い、指定法人において仮名加工処理をしなければならないものとしている。
- また、加工の方法に関する事項は、業務規程に定め、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、詳細な仮名処理の基準については、指定法人の業務規程に定められることを想定しているところ、具体的には
  - ・ 訴訟関係者の氏名の全部
  - ・ 生年月日の一部(月日等)
  - ・ 個人の住所のうち市郡より小さい行政区画
  - ・ マイナンバー等の個人識別符号の全部等について仮名処理の対象とすることを想定している。
- さらに、基準に沿って仮名処理を実施しても、報道された情報等と組み合わせると特定の個人が識別される場合もあるため、個別の事情により基準を超える仮名処理を要する場合は、申出により、指定法人において必要な仮名処理を追加的に実施することとしており、以上の措置を通じて、訴訟関係者の特定を避け、その権利利益に配慮することとしている。

(参考1) 仮名処理の基準に関する検討の視点(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・2(2)イ[19ページ])

基幹データベースを構築する意義は、民事裁判情報につき、その内容を分析するなどといった利活用ができるようにし、得られた成果を社会の発

展に役立つということにある。そして、これを実現するためには、裁判所の判断及びその過程の分析・検討を可能にするため、判断の基礎となった具体的事実関係を読み取ることができる状態でデータベース化する必要がある。そこで、ある情報を仮名処理の対象とするか否かを検討するに当たっては、仮名処理によって保護を図ろうとする訴訟関係者の権利利益は何か、保護を図る手段として仮名処理が相当かといった点を踏まえつつ、基幹データベース構築の意義が損なわれないようにすることにも配慮する必要がある。

(参考2) 一次的な処理の基準において仮名処理の対象とすべき情報 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・2(1)ア及びイ [17～18ページ]) )

ア 訴訟関係者の権利利益に配慮する観点から、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理を実施する必要があり、特定の個人を識別することができる情報として、①個人の氏名の全部 (ただし、訴訟代理人である弁護士及び司法書士、指定代理人、電子裁判書の作成に関与した裁判官並びに訴訟において国を代表する者の氏名は除く。)、②個人の住所のうち市郡 (東京都は特別区) より小さい行政区画の情報及び③個人の生年月日のうち月日の情報につき仮名処理を実施するとともに、④個人識別符号 (個人情報保護法第2条第2項) の全部についても仮名処理を実施すべきである (後記(2)、(3)参照)。

イ また、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、預貯金口座番号、土地家屋の所在地のうち市郡 (東京都は特別区) より小さい行政区画の情報等については、それ自体について利活用を行う必要性が乏しい一方、不正利用により財産的被害を生じるおそれがあることから、これらの情報について仮名処理を実施すべきである (後記(2)、(3)参照)。

(参考3) 追加的な処理において仮名処理の対象とすることが想定される情報 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・5(2)イ [42～43ページ]) )

具体的に必要とされる措置の内容は個別の事情によって異なることが想定されるものの、民事裁判情報に、他の情報と組み合わせて犯罪、DV、

ストーカー等の被害を受けた者を識別することができる情報が含まれ、精神的な被害を含む二次被害が発生するおそれがあるときに、当該情報を仮名化することや、訴訟代理人である弁護士や司法書士に対する業務妨害が行われる具体的な可能性がある場合に当該氏名部分を仮名化することなどが考えられる。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～六 (略)

3 (略)

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委  
本村 伸子 議員(共産)

8問 性暴力被害当事者、DVや虐待被害者など、仮名加工したとしても民事裁判情報の非公開を望む原告の意思はどのように反映されるのか、必ず意思は確認されるのか、法務大臣に問う。

- (御指摘のとおり、) 性暴力被害当事者などの方々については、その権利利益に十分に配慮する必要がある。
- 他方、御指摘の事案に係る民事裁判情報についても、
  - ・ 公開の法廷における裁判の結果であり、閲覧<sup>とう</sup>等制限の決定がない限り、何人も記録を閲覧できるものである上、
  - ・ 同種事案の解決に役立ち、適切な権利の実現に資するものである。
- また、指定法人のデータベースへの収録を当事者の同意に係らしめることについては、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)でも、基幹データベースとして成り立たなくなる旨の指摘があった。



- これらを踏まえ、本制度では、指定法人は、訴訟関係者の権利利益に配慮するための措置を講じつつ、これらの事案を含め、訴訟関係者の同意を要せず、あらゆる事案の民事裁判情報を網羅的に収録することとしている。
  
- 訴訟関係者の権利利益については、本制度で設けた追加的な仮名処理などの仕組みとその適切な周知徹底等を通じて、適切に配慮してまいりたい。

(参考1) 訴訟関係人の同意の有無 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・3(3) [30-31頁]))

(3) 訴訟関係者の同意を取得する必要はないことについて

前記2(1)及び3(2)のとおり、情報管理機関が提供する民事裁判情報は、氏名や住所等について仮名処理を行った後のものであるが、裁判所の判断の基礎となった具体的な事実関係を読み取ることができる状態でデータベースにすることに意義があることなどを踏まえれば、他の情報と組み合わせて個人を識別することができる情報については、前記2(4)のとおり、第一次的な処理の基準において仮名処理の対象とはしないことから、情報管理機関が提供する民事裁判情報と、他の情報を組み合わせることにより訴訟関係者が識別されるおそれがない

とは言い切れない。

こうした情報を提供するために必要となる訴訟関係者の権利利益への配慮の在り方として、民事裁判情報にその氏名や住所等が記録された個人の同意を得るという方法が考えられなくはない。しかし、民事訴訟手続等の記録は、閲覧等制限の決定がない限り、何人も閲覧をすることができるものであり、民事裁判情報は、このような制度の下で訴訟記録として公開されることを前提に当事者から提出された裁判資料に基づいて作成されたものであり、民事裁判情報それ自体も閲覧等制限の決定がない限り何人も閲覧できるものである。そうすると、正当な目的のために民事裁判情報が第三者に提供されることによって、直ちに訴訟関係者のプライバシー等の権利利益が侵害されるとは考え難い。また、年間約20万件程度生成される民事裁判情報について、これらの訴訟手続に関与する立場にない情報管理機関がすべての訴訟関係者から同意を取得することはおよそ現実的ではなく、困難であると考えられる。そのために民事裁判情報を利用者に提供できないことになれば、基幹データベースが成り立たないこととなる。訴訟関係者の求めに応じて民事裁判情報の提供を停止する方法を採用することも考えられなくはないものの、本検討会においては、こうした方法を採用した場合であっても基幹データベースが成り立たないのではないかと懸念する指摘もあった。

その上で、前記2(1)のとおり一定の情報については仮名処理を実施すること、仮名処理を含めた民事裁判情報の取扱いに

については適格性の担保された情報管理機関に行わせること、後記(4)のとおり提供契約等を通じて利活用の適正化を図ること、後記5(1)のとおり一定の場合には訴訟関係者の申出に応じて提供する民事裁判情報について事後的な措置を行うことなど、訴訟関係者の権利利益について十分な配慮が行われることを前提とすれば、情報管理機関が訴訟関係者の同意なく民事裁判情報の提供を行うものとするべきである。

#### (参考2) 追加的な仮名処理の申出

申出は、仮名処理を希望する情報を特定して行うことを想定しており、指定法人が利用者に提供する前においても認める予定。指定法人は、申出に応じて、他の情報と組み合わせて被害者を識別することができる情報に仮名処理を実施する。なお、利用者への提供後に申出に応じた追加的な仮名処理を行った場合、指定法人は、提供済みの利用者に対して差替えを依頼する。

#### (参照条文)

##### ○民事訴訟法

#### (秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以

下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。)が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3～8 (略)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(情報提供の求め等)

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録(民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。)に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。

2 業務規程には次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命じることができる。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】

9問 センシティブな個人情報を始め膨大な個人情報を扱う指定法人の業務委託について、なぜ再委託まで認める条文になっているのか、再々委託、再々々委託などは認められるのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、委託及び再委託についての規律を設ける一方、再々委託に関する規律を設けていないが、民間における契約形態は様々であり、それを踏まえて民事裁判情報管理提供業務を行うにつき支障を生じさせることのないようにする観点から、再々委託についても禁止するものではない。
  
- しかしながら、委託を繰り返すことについては、法務大臣の監督が及びにくくなることや民事裁判情報の提供料金が不当に高額になることなどが懸念されることから、必要最小限度であるべきであり、法務省としては、委託や再委託の承認に当たって、それらを含めた業務全体の執行体制の把握に努めるなどして、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 明文の規定がない再々委託の可否

「〇〇の規定により～業務の再委託を受けた者は、当該～業務の一部の委託を受けた者とみなして〇〇の規定を準用する。」などとする明文の規定がない場合に再々委託が認められるかについて、他法令の解釈は必ずしも明らかではないものの、民法上、復代理人は、明文の規定がないものの、更に復代理人を選任することができることと解されており(新版注釈民法(4)総則(4)94ページ)、明文で禁止規定を設けていない場合には再々委託が認められるものと解することも合理的であると考えられる。

(参考2) 委託について承認制を採用する法令における申請書の記載事項等  
塩事業法の塩事業センターの業務について、その一部を財務大臣の承認

を受けて、他の者に委託することができることとされているところ、承認の申請に当たっては、委託を必要とする理由等を記載した申請書を提出しなければならない、財務大臣においてその必要性を審査することとされている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、財務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について財務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

○ 塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）

(業務の一部委託の承認申請)

第二十二條 センターは、法第二十三條第三項の規定により、その業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次の事項を記載した委託承認申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 委託しようとする業務内容及び範囲

三 委託の期間

四 委託を必要とする

理由

2 (略)

3 財務大臣は、第一項の委託承認申請書を受理した場合において、その業務の委託がセンターの業務を運営するために必要であり、かつ、受託者が

確実にその業務を行うことができるものであると認められるときは、これを承認するものとする。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金)衆・法務委

本村 伸子 議員(共産)

10問 センシティブな情報を始め膨大な個人情報を扱う指定法人の業務委託を規制し、個人情報の扱いが曖昧になることがないようにするべきと考えるが、法務大臣に見解を問う。

- 本制度では、例えば、指定法人が行う仮名<sup>かめい</sup>処理について、AI技術を活用して機械的な処理を行いつつ、人手による確認作業を行うことを想定しているが、こうした確認等の作業をよりの確かつ効率的に実施するため第三者に業務委託をする必要があり得ることから、業務の一部委託を認める規定を設けている。
- 他方で、民事裁判情報管理提供業務に当たり、十分な安全管理措置が講じられるべきことは御指摘のとおりであり、指定法人においては、業務規程に基づく安全管理措置の一環として、委託先との契約及び再委託に係る同意を通じ、それらの委託先等を適切に監督することにより、情報セキュリティを確保することが求められる。
- 加えて、本法律案では、業務の一部の委託又は再



委託に当たり、指定法人が法務大臣の承認を受けなければならないこととしている。

- 法務省としては、業務委託が行われることによって、民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を適格性のある法人が行うこととする本法律案の趣旨を損なうことのないよう、情報セキュリティの適切な確保の観点も含め、委託の承認の可否について適切に判断してまいりたい。

(参考)

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定（第12条）の趣旨は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先（再委託先を含む。）にも準用することとしている。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受

けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。… (略) …。

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を

受けなければならない。

- 3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委  
本村 伸子 議員(共産)

11問 指定法人が個人情報漏洩や不正を行った場合などは指定を取り消すことができるというが、その際、指定法人において蓄積された個人情報の扱いはどうなるのか、法務大臣に問う。

- 本法律案においては、指定の取消しが行われた場合、取消しを受けた法人が、その管理する民事裁判情報等を、新たに指定を受けた法人に速やかに引き継がなければならないこととすることで、後継法人への円滑な業務の移行を図ることとしている。
- 法務省としては、このような後継法人への引継ぎに当たり、指定の取消しを受けた法人が、その管理する民事裁判情報等の個人情報を確実に消去するよう、法務省令で所要の規定を設けるなど、適切に対応してまいりたい。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民

事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～四 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、当該指定の取消しに係る法人は、法務省令で定めるところにより、その管理に係る保有民事裁判情報等を法務大臣が第五条第一項の規定により新たに指定する指定法人に速やかに引き継がなければならない。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定による指定の取消しが行われた場合における民事裁判情報管理提供業務の引継ぎその他の必要な事項は、法務省令で定める。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

1問 民事裁判情報の管理は、そもそも国が行うべきだと考えるが、なぜ指定法人に行わせるのか、法務当局に問う。

- 本制度におけるデータベースの整備・運用に当たっては、大量の民事裁判情報に仮名処理等を行い、これを適切に管理する必要があり、時宜にかなったデジタル技術の活用を含む適正かつ効率的な業務運営が求められる。
- こうした業務の実施方法については、これまで民事裁判に関する情報の提供に大きな役割を果たしてきた民間において、知見が蓄積され、効率化を図るための技術開発も既に進められており、このような知見や技術を生かしてデータベースの整備・運用が行われることを期待して、本法律案では、法務大臣の監督する民間団体に行わせることとしたもの。
- これに対して、国がデータベースの整備・運用を行うこととした場合、所要の体制整備に相当のコストを要する上、知見や技術も必要となる。
- また、私人間の紛争の解決に係る民事裁判情報を行政機関が網羅的に収集・管理することや、国が当事者となる訴訟について一方当事者である国が仮名処理等の加工を行うことについては、業務の公正さなどへの懸念を招きかねない。
- これらに鑑み、本法律案においては、有識者検討会の報告書も踏まえて、基幹データベースの整備・運用を、国ではなく、法務大臣の監督する民間の団体に行わせることとしている。

(参考1) 業務効率化を図るための技術開発

「民事判決情報データベース化検討会」のヒアリングにおいて、次のように、判例データベース事業者（第2回）や公益財団法人日弁連法務研究財団（第5回）から、仮名処理を行うためのAI技術が開発されていることが紹介された。

○ 民事判決情報データベース化検討会第2回会議（令和4年11月16日実施）議事録

私どもではAIを手掛けておりますけれども、現在出来上がっているのが仮名処理プログラムですけれども、実はまだまだ実用化に至っておりません。ミスが多くて、結局全部、AIが機械処理したものをあと2回ぐらい二人でチェックしなければいけないということで、手間とコストがかかっています。ただし、始めから、ゼロから人間がやるよりはスピードが速いということには言えています。これが3年から5年経ったら、かなりAIの精度が上がってくると思いますので、そうしますと、最後はもちろん人間がチェックしなければいけないですけれども、かなりの部分で機械化できるところまでできております。

○ 民事判決情報データベース化検討会第5回会議（令和5年2月22日実施）議事録

財団のPTでは株式会社Legalscapeに委託しまして、AIを利用した機械処理で仮名処理ができるのか、仮名化前の民事判決情報について、どの程度の精度で仮名化ができるのかについて実証実験をしております。実証実験の詳細については時間の関係で省略させていただきますけれども、簡単に概要を御紹介しますと次のとおりでございます。まず、機械処理の流れとしては、大きく対象の語句の特定と、語句の属性の特定という2つのステップに分けて処理を行っております。対象の語句の特定は、対象となる文章の中から、例えば「山田太郎」といった仮名化する対象となる語句を特定するもので、言語処理分野の研究の中では固有表現抽出に当たります。次のステップの語句の属性の特定は、仮名化する対象の語句ごとに適切な仮名の記号に置き換える処理で、例えば「山田太郎」と別の箇所に出てくる「山田」という記載が同じ人であるという場合には同じ記号を付与し、その山田という人が別人であれば別の記号を付与するというような処理になります。これは言語処理分野の研究では関係抽出というものに当たります。実証実験の結果では、対象の語句の特定につきましては、仮名すべき

単語のうち実際に仮名化できた割合を再現率と言っておりますが、再現率につきましては94.5%、つまり5.5%ぐらいは仮名が漏れているということになります。仮名処理を実施した単語のうち、仮名化すべきであった単語の割合・精度につきましては93.4%という結果でございます。この精度というのは、つまり6.6%が仮名し過ぎということになります。最後の語句の属性の特定という面では、仮名対象のグループの一致割合・精度は98%という結果になっております。この実証実験の結果につきましては、今後カスタマイズすることによりさらに精度を向上させるということが可能であるものの、時間の経過とともに新しい個人の名前が出てくる等の変化をすることがありますので、機械処理だけで100%仮名化を行うということは不可能であって、機械処理後に人手により確認・修正作業を行うことが不可欠だろうというふうに言われております。

(参考2) デジタル社会の形成に当たり民間が主導的役割を担うものとされていること

デジタル社会形成基本法第9条においても、デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国等はその形成の阻害要因の解消その他の環境整備を中心に行うこととされている。

○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）

（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第九条 デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十九条において同じ。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

2問 指定法人に民事裁判情報の管理を行わせるとしても、データは国産のサーバーに保管すべきであり、クラウドを使う場合でも、外資系事業者ではなく、国内完結すべきであると考えられるかどうか、法務当局の見解を問う。

- (委員御指摘のとおり、) 指定法人が取り扱う情報には、仮名処理前の訴訟関係者の氏名や住所等が含まれることになるため、情報漏えい等に留意しつつ、適切に管理する必要がある。
- 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報等に関する漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程の必要的記載事項としており、所要の提出書類等により、適切な情報セキュリティ対策が講じられているかについて審査することを想定している。
- 利用サーバー等に関しては、もとより適切な情報セキュリティ対策が講じられるべきものであるが、その管理運営等に外資系事業者が関与していることの一事のみをもって直ちに情報漏えいが懸念されるとまでは考えておらず、現時点で、利用サーバーの事業者等について限定を加えることは予定していない。
- いずれにしても、法務省としては、その時々の情報セキュリティに関する知見を踏まえた上で、個人情報等の取扱いに関して、指定法人において十分な安全管理措置が講じられるように業務規程の認可を適切に行うとともに、各種監督権限の行使を通じて、指定法人における民事裁判情報の適正な管理が徹底されるよう努めてまいりたい。

(参考1) ISMAP (イスマップ) について

「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」(Information system Security Management and Assessment Program) は、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、政府機関等(各府省庁等及び独立行政法人等)におけるクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とする制度で、令和2年6月に運用が開始された。

外資系事業者の運営するクラウドであっても、例えばAWS (Amazon Web Services) 等、2024年度にISMAPの認証を受けているものがある。

(参考2) 保有民事裁判情報等の管理(本法律案第6条第1項第3号)

指定法人が仮名加工民事裁判情報等の提供を適切に行うためには、当該情報を提供に適した状態に保つとともに、訴訟関係者の権利利益に配慮して本制度に対する国民の信頼を確保することが必要である。そのために指定法人が行うべき情報の管理としては、仮名加工民事裁判情報について電子判決書等の内容と齟齬がないように正確性を保つこと、訴訟関係者等の苦情の申出に応じて適切な処理を行って提供に適した状態に保つこと、保有民事裁判情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の安全措置を講ずることが必要になる。

(参考3) 安全管理に関する事項(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・4(3)イ〔36ページ〕))

本検討会においては…民事裁判情報が「個人データ」に該当するか否かにかかわらず、情報管理機関には、国民の信頼に足りるだけの安全管理措置を講ずることが求められるとの意見があり、このような観点からは、民事裁判情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の民事裁判情報の安全管理のために必要な安全管理措置として、①業務マニュアルの整備等の組織的安全管理措置、②従業者に対する教育等の人的安全管理措置、③端末の盗難防止等の物理的安全管理措置及び④情報セキュリティ対策等の技術的安全管理措置を講じる必要があるほか、民事裁判情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合は、監督官庁に報告する必要がある。

ると考えられる。

(参考4) 指定法人による民事裁判情報管理提供業務の委託について

本法律案では、指定法人がその業務の一部を第三者に委託することを認めており（本法律案第14条）、委託に際して法務大臣の承認を要することとしているものの、委託先については特段の制限を設けておらず、関係法令に抵触することがない限り、より直接的に保有民事裁判情報を取り扱うこととなる業務委託についても禁止していない。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて

行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

(対<sup>大臣</sup>・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金)衆・法務委  
吉川 里奈 議員(参政)

3問 データベースを通じて多くの民事裁判情報が一次・二次の利用者に提供されると、個人の特定やプライバシー侵害のリスクが高まると考えられるが、こうしたリスクについて、法務大臣の所見を問う。

- 本制度により民事・行政事件の判決書<sup>がき</sup>等が広く収録された民事裁判情報のデータベースを整備・提供することは、それを活用したより高度の法的サービスの提供等につながるものであり、広く国民一般の利益に資するものと考えている。
- 他方で、御懸念のようなリスクに対応するため、本法律案においては、民事裁判情報のうち個人を識別し得る情報にあらかじめ仮名<sup>かめい</sup>処理を行うほか、訴訟関係者からの申出により追加的な仮名処理を行うこととし、これらを経た仮名加工民事裁判情報により基幹データベースを整備することとしている。
- もとより、プライバシー侵害のような人権侵害は決してあってはならず、個人を誹謗中傷する言動に



対しては、民事又は刑事上の法的責任の追及があり得るところであり、こうした既存の制度によっても訴訟関係者の権利利益の保護が図られるものと考えている。

- いずれにしても、法務省としては、御懸念のような事態にならないよう、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて監督権の行使等を通じ、適切な運用に努めてまいりたい。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律



(対<sup>大臣</sup>・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委  
島田 洋一 議員(保守)

問 本制度の実施に当たっては、指定法人における情報セキュリティの確保が重要になるところ、法務省はどのように指定法人を監督していくのか、法務大臣に問う。

- 委員御指摘のとおり、指定法人が取り扱う情報には、仮名<sup>かめい</sup>処理前の訴訟関係者の氏名や住所等が含まれることから、情報漏えい等に留意しつつ、適切に管理する必要がある。
- 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損<sup>きそん</sup>の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程に定めなければならないものとし、法務大臣による認可の対象とすることで、適切な管理が行われることを担保している。
- 安全管理の具体的な内容については、指定法人の業務規程において定められることになるが、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）においては、
  - ・ 業務マニュアルの整備等の組織的安全管理措置
  - ・ 従業者に対する教育等の人的安全管理措置



- ・ 端末の盗難防止等の物理的安全管理措置
- ・ 情報セキュリティ対策等の技術的安全管理措置等を講じる必要があると指摘されている。

○ さらに、本法律案において、法務大臣は、指定法人に対し

- ・ 監督上必要な命令をする権限
- ・ 報告徴求及び立入検査を行う権限
- ・ 指定の取消しをする権限

等を有するものとされている。

○ 法務省としては、これらの権限も適切に行使して、指定法人における情報セキュリティが確保されるよう、適切に監督を行ってまいりたい。」

(参考1) 安全管理に関する事項(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・4(3)イ〔36ページ〕))

本検討会においては…民事裁判情報が「個人データ」に該当するか否かにかかわらず、情報管理機関には、国民の信頼に足りるだけの安全管理措置を講ずることが求められるとの意見があり、このような観点からは、民事裁判情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の民事裁判情報の安全管理のために必要な安全管理措置として、①業務マニュアルの整備等の組織的安全管理措置、②従業者に対する教育等の人的

安全管理措置、③端末の盗難防止等の物理的安全管理措置及び④情報セキュリティ対策等の技術的安全管理措置を講じる必要があるほか、民事裁判情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合は、監督官庁に報告する必要があると考えられる。

(参考2) 情報セキュリティ対策等の審査に当たって想定される専門的知見の補充

民事判決情報データベース化検討会には、情報セキュリティの研究者も参画しており、必要に応じて助言を求めることが考えられる。また、参考とし得る他法令の規定等として、個人情報保護法、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律及びこれらの法律の関係政省令やガイドライン等のほか、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」がある。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）

を行う者として指定することができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 二 役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。
- 四 第十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ロ この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2～4 (略)

- 5 指定法人は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号

において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。
- 四 第八条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで民事裁判情報管理提供業務を行ったとき。

2～4 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】